大 宰 府 史 跡 出 土 木 簡 概 報

九州歷史資料館

大 宰 府 史 跡 出 土 木 簡 概 報

史料として広く活用されていることは周知のところである。在では全国各地の遺跡から出土するようになり、古代史研究の一等木簡が平城宮跡において発見されてから四半世紀が過ぎたが、現

現在までに二六八点が出土している。
「」においてその概要を報告した。その後、中世木簡をも含めると、なものについては昭和五一年に刊行した『大宰府史跡出土木簡概報昭和四八年には政庁地区で九三〇点を検出し、それらのうちの主要・大宰府史跡においても、昭和四五年に最初の木簡を発見して以来、

表の謝意を表する次第である。との点数こそ決して多いとは言えないが、天平六年の紀年銘を有るの謝意を表する次第である。そこで、ここにそれらの概要についてまれているように思われる。そこで、ここにそれらの概要について、まれているように思われる。そこで、ここにそれらの概要について、まれているように思われる。そこで、ここにそれらの概要についてある。

昭和六十年三月

州歴史資料館員

村

田

澄

員

| 、本概報は昭和五一年に刊行した『大宰府史跡出土木簡概報()』に続くもので、昭和四九年度以降に検出し た木簡について報告するものである。

、木簡の配列順序は調査の次数とは関係なく、政庁関係、学校院跡、観世音寺関係、その他の順で、地区ご とにまとめた。番号は『概報一』からの通し番号であるが、本概報では漢数字を用いた。

、図版のうち、肉眼による判読が困難なものについては、赤外線テレビなどによる参考写真を付した。

釈文の記載形式は木簡学会のそれに準拠したが、それに加えた符号は次のとおりである。

表裏に記載がある場合、その区別を示す。

上端ないし下端が原状をとどめていることを示す。

判読不能文字のうち、字数を確認できるもの。

判読不能文字のうち、 字数を確認できないもの。

前後に文字の続くことが推定されるが、欠損などのため確認できないもの。

編者が加えた注で、いまだ断定できないもの。

釈文下段の数字は、調査次数・出土遺構番号ないし層位名、木簡の法量(長さ、 幅、 厚さの各最大値、

弧つきは欠損しているものの現存部分、単位は㎜)、型式番号を示す

型式番号は次のとおりである。

〇一一型式 短冊型。

○一九型式 一端は方頭で、他端は損傷のため原形不明のもの。

〇三 型式 長方形の材の両端の左右に切り込みを入れたもの

○三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの

○三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は欠損して不明のもの。

〇六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

〇六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

〇八一型式 折損や腐蝕などによって原形の判明しないもの

邦雄の諸先生に種々の御指導を頂いた。ここに厚く御礼申し上げる次第である。 木簡の釈読に当たっては、井上辰雄、故井上光貞、加藤優、狩野久、岸俊男、 坂本太郎、 竹内理三、 平野

の石丸洋が行なった。 本概報の作成には石松好雄以下の調査課員が当たったが、文責は倉住靖彦にあり、 写真撮影は学芸第一課

はじめに

古代の大宰府についてはもはや周知のところであろうし、また特別史跡古代の大宰府についてはもはや周知のところであろうし、また特別史跡古代の大宰府についてはもはや周知のところであろうし、また特別史跡古代の大宰府についてはもはや周知のところであろうし、また特別史跡古代の大宰府についてはもはや周知のところであろうし、また特別史跡

『大宰府史跡出土木簡概報(··)』として刊行した。 『大宰府史跡出土木簡概報(··)』として刊行した。 『大宰府史跡出土木簡概報(··)』として刊行した。 『大宰府史跡出土木簡概報(··)』として刊行した。 『大宰府史跡出土木簡概報(··)』として刊行した。 『大宰府史跡出土木簡概報(··)』として刊行した。 『大宰府史跡出土木簡概報(··)』として刊行した。 『大宰府史跡出土木簡概報(··)』として刊行した。

第九○次調査までの、のベー七次の調査において合計二六八点の木簡などを九年の月見山地区における第三三次調査から昭和五九年の不丁地区における墨書木札なども見られるようになった。具体的には次節で述べるが、昭和四墨書への後、第二六次調査のような大量出土はなく、またすべての調査で出土

検出している。

これらの木簡などについては、すでに当該年度の発掘調査概報『大宰府史 これらの木簡などについては、すでに当該年度の発掘調査概報『大宰府史 これらの木簡などについては、かつ簡単な解説を付し、あらためて『大宰 中世木簡や各種の墨書木札などをも合わせて収載したが、これはあくまでも 中世木簡や各種の墨書木札などをも合わせて収載したが、これはあくまでも 中世木簡や各種の墨書木札などをも合わせて収載したが、これはあくまでも したがって、古代地方官衙としての大宰府政庁と直接的な関係を有しないも のが含まれていることを付記しておく。

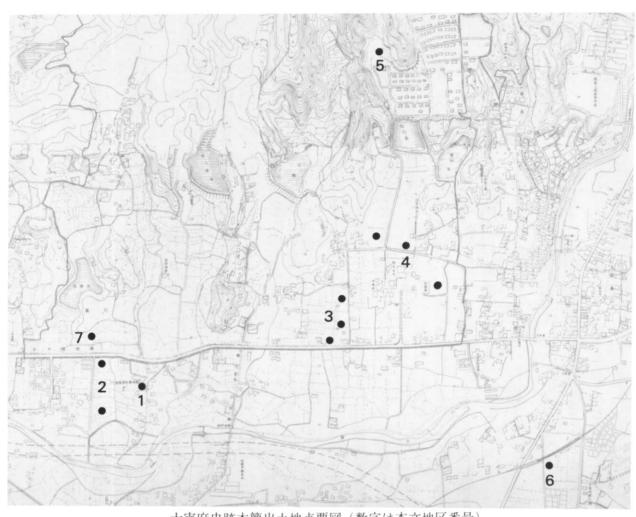
木簡出土の遺構

は、各当該年度の『大宰府史跡』を参照されたい。

で、その遺構の詳細や周辺遺構との関係、さらに共伴遺物などについてので、その遺構という点では必ずしも調査次数に一致しない。ここでは各遺ので、その遺構という点では必ずしも調査次数に一致しない。ここでは各遺めるので、各遺構という点では必ずしも調査次数に一致しない。ここでは各遺めるので、各遺構という点では必ずしも調査次数に一致しない。ここでは各遺がるので、各遺構という点では必ずしも調査があるが、調査区との関係などによって同一遺構を数次に分ける。

(1) SD二三四〇

に当たる地域である。ここの「不丁」という小字名が府庁に音通することか南隅に接し、鏡山猛氏の大宰府条坊復原案によれば、右郭五・六条一・二坊調査区は大字観世音寺字不丁地区で、政庁地区とは県道をはさんでその西



大宰府史跡木簡出土地点要図(数字は本文地区番号)

はなっしも一気していないが、 ある。一部には護岸のためと考された。全長は確認していないが、 も延びていたものと推定される。 昭和五三年度以降の政庁跡前四 時期に上手想されていた朱雀大路 地区では一二棟分の掘立柱建物は が形成されていたことも判明した が形成されていたことも判明した。 を性格をもつ空間地であったこと を性格をもつ空間地であったことが形成される。この不丁地区の 設と考えられる。この不丁地区の いた後述のような本簡を勘案と これに後述のような本簡を勘案と これに後述のような本簡を勘案と これに後述のような本簡を勘案と に石組溝SD二三三五やSD二三 に石組溝SD二三三五やSD二三

ある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれていずしも一定していないが、大体において幅約五m前後、深さ一m前後である。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。一部には護岸のためと考えられる径五~一○㎝の丸杭が打ち込まれてある。

その状況から見て、

南北両側の調査区外に

設と考えられる。この不丁地区の西限は後述するSD三二○と推定され、 が形成されていたことも判明した。不丁地区は空間地をはさんでほぼ対称の 地区では一二棟分の掘立柱建物跡などが検出され、 長線上に予想されていた朱雀大路的な道路は存在せず、 溝間の心々距離は約八七mである。 吉地区と同じような官衙域であろうし、SD二三四〇はこれの東限をなす施 位置にあり、 な性格をもつ空間地であったことが明らかになった。 昭和五三年度以降の政庁跡前面地区における調査の結果、 大きく四期に分けられる合計二七棟の建物跡が検出された。 八世紀前半代から官衙域 またこれの東側の日吉 そこは 政庁中軸線の延 一種の広場的 両 Н

SD二三四○からの出土遺物はいずれも八世紀前半代に属するものであり、これに後述のような本簡を勘案すれば、この溝は八世紀初頭前後に開鑿され、この世紀中葉の天平年間に埋没したと考えられる。その後、これと同じ位置には埋没している。

出土遺物では、鉄滓・鞴羽口・坩堝などの製鉄関係遺物が注目され、また 出土遺物では、鉄滓・鞴羽口・坩堝などの製鉄関係遺物が注目され、また 出土遺物では、鉄滓・鞴羽口・坩堝などの製鉄関係遺物が注目され、また にるので (巻八一四大四)、大野城あるいは四王寺山のことを大城山と詠んだ例が見られるので (大宰所政所下文案」(『平安遺文』)と言われているので (竹内理三氏「大宰府政)、これは時代的にかなりさかのぼることになる。また、「大城」については、 『万葉集』では大野城が築かれた四王寺山のことを大城山と詠んだ例が見られるので (巻八一四大四)、大野城あるいは四王寺山のことを大城山と詠んだ例が見られるので (十四七四)、大野城あるいは四王寺山を指すのであろう。

六次調査を実施しているので、のベ三次の調査を行なったことになる。大次調査を実施しているので、の本方に当たり、大宰府条坊復原案では右郭六・六条二坊に相当する地域での南方に当たり、大宰府条坊復原案では右郭六・六条二坊に相当する地域での南方に当たり、大宰府条坊復原案では右郭六・六条二坊に相当する地域での南方に当たり、大宰府条坊復原案では右郭六・六条二坊に相当する地域での南方に当たり、大宰府条坊復原案では右郭六・六条二坊に相当する地域での本方に当たり、大宰府条坊復原案では右郭六・六条二坊に相当する地域での東方に当たり、大宰府条坊復原案では右郭六・六条二坊に相当する地域での東方に当たり、大宰府条坊復原案では右郭六・六条二方の関係し、前述の本方には、大宰府を対している。

置する。また前述のように、第一四次調査区で見ると、SD二三四○の溝心で、必ずしも一定していないが、溝心は政庁中軸線から西へ約一九二mに位ている。しかし政庁地区の中軸線も若干ながら東に振っているので、これはにおける溝心の間には約二・○mのずれがあり、方位は四五分ほど東に振っている。また前述のように、第一四次調査区で見ると、SD二三四○の溝心で、必ずしも一定していないが、溝心は政庁中軸線から西へ約一九二mに位で、必ずしも一定していないが、溝心は政庁中軸線から西へ約一九二mに位で、必ずしも一定していないが、溝心は政庁中軸線から西へ約一九二四○の溝心で、必ずしも一定していないが、溝心は政庁中軸線から西へ約一九二四○の溝心で、必ずしも一定していないが、溝心は政庁中軸線から西へ約一九二四○の溝心で、必ずしも一定していないが、溝上には、対している。

地区官衙域の西を画する施設と考えられる。からは約八七mの位置にあり、これは北からの排水路であるとともに、不丁

のがあるが、これは豊前国上毛郡を意味しているのであろう。続したようである。出土遺物の中で杯蓋の残片に「上毛□」と墨書されたもきないが、遅くとも八世紀後半代には確実に存在し、一一世紀後半頃まで存出土遺物などからこの溝の存続時期を見ると、開鑿年代は必ずしも特定で

(3) SK二〇〇七

られているが、奈良期の土師器や須恵器などがまとまって出土した。東肩に位置し、径一・○mのほぼ円形を呈する。上面はSD三二○によって削大楠地区での第七六次調査において検出した土壙で、前述のSD三二○の

(4) SD:: --:

るが、かかる銅銭が当地において出土したことは注目される。
の三銭に比して品質が粗悪になり、ほとんど通用しなかったとも言われていの三銭に比して品質が粗悪になり、ほとんど通用しなかったとも言われていのの画に位置し、それに流れ込んでいる。幅一~二m、深さ約○・五mである。の西側に位置し、それに流れ込んでいる。幅一~二m、深さ約○・五mである。

(5) SE八五五

札だ内法六○mの方形井戸である。出土遺物からは一二世紀前半代のものと 、調査として実施した。その結果、礎石建物一棟、木棺墓・木蓋土壙墓各一 基などの遺構とともに、井戸一三基の一つとしてこれを検出した。掘方は隅 基などの遺構とともに、井戸一三基の一つとしてこれを検出した。掘方は隅 基などの遺構とともに、井戸一三基の一つとしてこれを検出した。掘方は隅 基などの遺構とともに、井戸一三基の一つとしてこれを検出した。掘方は隅 をごして実施した。その結果、礎石建物一棟、木棺墓・木蓋土壙墓各一 は、大字観世音寺字学業地区で、国指定史跡でもある「大宰府学校院

考えられる

(6) S D 二〇五 五

七七次調査を実施した。

七七次調査を実施した。

おい、また翌五六年度にはその北方約五〇mの地点の約四五〇㎡について第たが、昭和五五年度にその南隣地区の約五六〇㎡について第七四次調査を行たが、昭和五五年度にその南隣地区の約五六〇㎡について第七四次調査を実施してい部に当たる。この地区では、すでに昭和四五年度に第九次調査を実施してい

SD二○五は両調査区の東辺部で検出したもので、内部に五本の流路が認められ、長期間のうちに改修が何度も行なわれたようである。撹乱などのためられ、長期間のうちに改修が何度も行なわれたようである。撹乱などのためので、日本の流路が認めたが、長期間のうちに改修が何度も行なわれたようである。撹乱などのためられ、長期間のうちに改修が何度も行なわれたようである。撹乱などのためられ、長期間ので、なお検討を要する。

の関係から見て、SD二○五も同時期に開鑿された可能性が考えられる。B七○○の柱掘方出土の長頸壺は奈良時代に築造されたと推定でき、これらと出土遺物は一○~一一世紀頃のものが多いが、第七七次調査で検出したS

(7) SDIO七

れていた。幅は○・八~一・四mである。第七四次調査で検出した溝で、前述したSD二○五の西側をほぼ南北に流

がり、調査区外にも延びていた。
は調査区の北端部で検出した池状の落ち込みであるが、かなり広範囲にひろいて第四五次調査を実施したが、築地遺構は検出されなかった。SX一二○○地跡の存在が推定される地域である。昭和五二年度にその約一六○○㎡につ調査区は大字観世音寺字今道地区で、観世音寺の東辺部に当たり、東面築

(9) SD一八〇五

で検出した東西溝で、上端幅は約四m、深さは約一・五mである。推定できる建物跡は検出されなかった。SD一八○五は調査区南部の最上層和五五年度にその約一一五○㎡を対象に第七○次調査を実施したが、僧房と調査区は大字観世音寺字山ノ井地区で、観世音寺の僧房推定地である。昭

(10) SE一七九〇

と切り合い関係にあり、これが先行する。は三・一mあり、この地区で検出した井戸としては最大である。SD一八○五は三・一mあり、この地区で検出した井戸で、約三・八×五・三mの長円形を呈し、深さ第七○次調査で検出した井戸で、約三・八×五・三mの長円形を呈し、深さ

(11) SK 八〇〇

考えられる。また墨書土器も多い。して使用されたものが多いので、何らかの祭事の後で一括して投棄されたとである。きわめて多量の土器が出土したが、完形品が多く、しかも灯火器と第七○次調査で検出した土壙で、径は三・三×三・六mで、深さは約一・三m

(12) SE一七七五

し、深さは約一・五mである。上層の遺構である。第七○次調査で検出した井戸で、掘方は約二・八×二・四mの長円形を呈

たが、護岸と景観の両方をかねたものであろう。出土遺物は一四世紀中頃かかった。SG二一三〇は二棟の礎石建物跡などとともに検出した園池遺構で、かった。SG二一三〇は二棟の礎石建物跡などとともに検出した園池遺構で、昭和五六年度にその約一〇〇〇㎡について第七八次調査を実施したが、地形昭和五六年度にその約一〇〇〇㎡について第七八次調査を実施したが、地形昭和五六年度にその約一〇〇〇㎡について第七八次調査を実施したが、地形昭和五六年度にその約一〇〇〇㎡について第七八次調査を実施したが、地形昭和五六年度にその約一〇〇〇㎡について第七八次調査を実施したが、地形田和五六年度にその約一〇〇〇㎡について第七八次調査を実施したが、地形のには一個である。

から推せば、寺院跡の可能性が考えられる。ら一六世紀にかけてのものであるが、仏具関係の木製品が多く見られたこと

(14) SK一五九五

を要する点が少なくない。 性格のほかに、一種の居館跡的性格を有する可能性も想定され、 前半におよぶことが判明した。 四年度にはその北接地区の約一一五〇㎡について第六七次調査を実施した。 木簡とともに、皇宋通寳など二六五枚の宋銭が出土した。 約二・○×○・八mの長方形を呈し、深さは約○・六mである。この中からは を検出したが、それらは大きく三期に分けられ、一三世紀後半から一六世紀 こでは、昭和二八年に九州文化綜合研究所によって一部が発掘調査されてい 調査区は大字観世音寺字今光寺地区で、観世音寺の北方約五〇〇mに位置 両次の調査の結果、 その子院の一つと言われる金光寺の遺跡とも推定される地域である。 昭和五三年度にその約一〇〇〇㎡を対象に第五七次調査を、 計五棟の礎石建物跡をはじめ、それにともなう溝など SK一五九五はSB一五九〇内で検出した土壙で、 また、遺構や出土遺物などからは、 いまだ検討 また翌五 寺院跡的

(15) SD六〇五

である。政庁中軸線からは東へ約九七○mの位置にあり、ほぼ九町に当たる。SD六○五は調査区西部で検出した南北溝で、幅は五・八m、深さは一・二mに当たり、昭和四九年度にその九○○㎡について第三三次調査を実施した。調査区は大字太宰府字月見山地区で、大宰府条坊復原案では左郭八条九坊

出土木簡の概要

構にともなわないで出土したものもあり、また遺構から出土したものでもそ、次に、出土木簡の概要を記し、あわせて若干の所見を述べる。 一部には遺

の点数が少ない場合もあるので、ここでは便宜的に各地区ごとにまとめて記

(1) 不丁地区出土木簡

述する。

ではないと考えられる。

○二二型式が二五点、○三二型式が二点、○三二型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が二点、○三三型式が一型式が一型式が六点、○元の方のが少なくはないが、これは出土遺構が溝であることとも無関係ではないと考えられる。

を有しているので、それについては節を改めて述べることにする。とれらな、それらは単なる墨つきであったり、断片的な墨痕が見られるのみで、具が、それらは単なる墨つきであったり、断片的な墨痕が見られるのみで、具が、それらは単なる墨つきであったり、断片的な墨痕が見られるのみで、具が、それらは単なる墨つきであったり、断片的な墨痕が見られるのみで、具が、それらは単なる墨つきであったり、断片的な墨痕が見られるのみで、具が、それらは単なる墨つきであったり、断片的な墨痕が見られるのみで、具が、それらは単なる墨つきであったり、断片的な墨痕が見られるのみで、具が、それらは単なる墨つきであったり、断片的な墨痕が見られるのみで、具体的な文字を想定できないものである。これらの木簡は内容的に豊富なもの体的な文字を想定できないものである。これらの木簡は内容的に豊富なもの体的な文字を想定できないものである。これらの木簡は内容的に豊富なもの体的な文字を想定できないものである。これらの木簡は内容的に豊富なものが、それらは対している。

(2) 大楠地区出土木簡

一○一一およびSD二○一二から各一点が出土しているが、それ以外の一一第七六次調査では、SK二○○七および腐植土層から各二点、またSD

これについてはすでに報告している(『概報○』)。ある。なお、このSD三二○からは昭和四六年にも五点が出土しているが、点と第一四次調査における一○点はいずれもSD三二○から出土したもので

墨痕が認められず、他は具体的な文字を想定できないものであった。はこのほかに特徴的な三点を加えた一二点を収載した。残余のうち六点には点のうち、文字を判読ないし推読できるものは九点にすぎないが、本概報に点のうち、文字を判読ないし推読できるものは九点にすぎないが、本概報に形態的に見ると、○三二型式が三点、○三三型式が二点、○六一型式が三

衙域の西限をなすと推定されることとも無関係ではないだろう。もしれないが、二三三・二三五に見られるように、四書木簡が目立つように思われる。昭和四六年出土の六もそうであったし、二三四にもその可能性が思われる。昭和四六年出土の六もそうであったし、二三四にもその可能性が判読できるものが少なく、また溝からの出土でもあるので、単なる偶然か判読できるものが少なく、また溝からの出土でもあるので、単なる偶然か

(3) 大宰府学校院跡地区出土木簡

第三八次調査ではSE八五五から一点(二四三)出土した。第七四次調査では、SD二○五から五点、SD二○七・SD二一五・これの東側および灰と○八一型式である。この九点のうち、五点については少なくとも一字を判出土した九点は、○三三型式が二点、○六一型式が一点あるが、他はいずれ出土したりである。この九点のうち、五点については少なくとも一字を判め○八一型式である。この九点のうち、五点については少なくとも一字を判め○八一型式である。この九点のうち、五点については少なくとも一字を判め○八一型式である。この九点のうち、五点については少なくとも一字を判めできるが、一点には墨痕が認められず、他は推読もできない。本概報には六点を収めた。

この調査区に関連しては、一一世紀代の約半世紀にわたって展開された学

校院と観世音寺の境界相論が想起されるが(『九州歴史資料館研究論集』2~)、

うな木簡はいまだ出土していない。 目される。いずれにしても、この地区から府学校との関係をうかがわせるよに見られるように、時代的には異なるにしても、両者の境界を考える上で注**二四五や二四七**は観世音寺との親近性を示すものである。**二四四**の延長五年

(4) 観世音寺地区出土木簡

るが、本概報では二五○だけを収載した。れも卒塔婆と考えられる。このうちの四点はそれぞれ若干の文字を判読できの九点はSX一二○○から出土したものであるが、その形状から見て、いずこの地区では、三次にわたって合計三三点が出土している。第四五次調査

第七○次調査では、SE一七七五およびSE一七九五から各一点、SE一年九○およびSD一八○五から各二点、そしてSK一八○○から七点の合計でするではのものが六点で、他の七点はいずれも○八一型式に分類できる。また墨書内容については、文字とみなされるものが五点、断片的な墨痕が存するだけのものが六点で、他の二点には墨痕が認められない。ここではが存するだけのものが六点で、他の二点には墨痕が認められない。ここではが存するだけのものが六点で、他の二点には墨痕が認められない。ここではが存するだけのものが六点で、他の二点には墨痕が認められない。ここではが存するだけのものが六点で、他の二点には墨痕が認められない。ここではが存するだけのものが六点で、他の二点には墨痕が認められない。ここではが存するだけのものが六点で、他の二点には墨痕が認められない。ここではが存するだけのものが六点で、他の二点には墨痕が認められない。ここではが存するだけのものが六点で、他の二点には墨痕が認められない。ここではが存するだけのものが六点で、他の二点には墨痕が認められない。ここではが存するだけのものものでは、

ずれも同じ真言を書いたものである。 あるが、○八一型式の三点を除けば、板塔婆が三点と笹塔婆が五点であり、あるが、○八一型式の分類できるだろう。○八一型式のうちの二点は小これらは一応○六一型式に分類できるだろう。○八一型式のうちの二点は小ぶに、第七八次における一一点はすべてSG二一三○から出土したもので次に、第七八次における一一点はすべてSG二一三○から出土したもので

ともあれ、この地区から出土したものの多くは仏教関係のものであり、厳

でに述べたとおりである。密に言えば、木簡とはみなしがたいが、これらを便宜的に収載したことはす

(5) 推定金光寺跡地区出土木簡

は言いがたいが、後者(二六五)を収めた。
□型式と○六一型式のもの各一点が出土している。ここでは、必ずしも木簡との六一型式)、後者は○八一型式の小片である。また暗茶色土層から○三二の六一型式)、後者は○八一型式の小片である。また暗茶色土層から○三二の六十四三三とSK一四七○から各一点が出土している。第五七次調査では、ここでは、二次の調査で合計二八点が出土している。第五七次調査では、

られる。ここでは二○点を収めた。型式であるが、二八五の原形はその内容からして○三二型式であったと考え三点が○三九型式で、付札類の多い点が特徴的である。残りの六点は○八一三点が一六一五から一点が出土した。この二四点のうち、一五点は○三二型式、次に、第六七次調査では、腐植土層から八点、SK一五九五から一五点、

二七二以降に収めたように、推定されるもの二点を含めて、ほぼ同類とみなしうる付札が一四点見られる。これらは銭に付けられたものであろうが、これは二七二以下の木簡の出土とも符合するものであり、とう四郎が関係したでない。この調査では、SK一五九五から二六六枚、SK一六一五から一三三枚というように、宋銭を中心として合計八七三枚の銅銭を検出したが、これは二七二以下の木簡の出土とも符合するものであり、とう四郎が関係したなる理由ないし目的によるのかということが問題になるが、異体的なことは明らかなる理由ないし目的によるのかということが問題になるが、換言すれば、この点に遺跡の性格を解明する一つの手がかりが存するようにも思われるし、なる理由ないし目的によるのかということが問題になるが、換言すれば、こなる理由ないし目的によるのかということが問題になるが、換言すれば、こなる理由ないし目的によるのかということが問題になるが、換言すれば、これは二七二以降に収めたように、推定されるもの二点を含めて、ほぼ同類とみなる理由ないし目的によるのかということが問題になるが、換言すれば、この点に遺跡の性格を解明する一つの手がかりが存するようにも思われるし、ない方に遺跡の性格を解明する一つの手がかりが存するようにも思われるし、

二六六に見えるような宰府(和)泉大夫の存在も無関係ではないだろう。

(6) 月見山地区出土木簡

信仰に関するものであろう。名文字と推定されるが、判読できない。二八八は二五六と同じように、民間は出土している。本概報で割愛した二点は○八一型式のもので、いずれも仮SD六○五から五点が出土したが、他に絵馬の一部と推定されるものが二

(7) 蔵司前面地区出土木簡

簡であるので、ここでは出土したことだけを付記しておこう。年度の第五四次調査において、溝状遺構SX一三九四から二点と腐植土下層から一点の合計三点を検出した。いずれも○三二型式のものであるが、墨痕は高での第五四次調査において、溝状遺構SX一三九四から二点と腐植土下層か調査区は大字観世音寺字蔵司地区で、蔵司台地の南前面に当たる。昭和五二

不丁地区出土の木簡

簡という観点から若干の点について述べてみたい。
さて、本概報に収載した木簡は大きく六地区から出土したものであるが、これらが中心であると言っても過言ではないだろう。すでに述べたように、これらが中心であると言っても過言ではないだろう。すでに述べたように、ついて考える場合に注目すべき内容を有しているものが含まれている。もちろん、これらの本簡あるいはそれぞれの内容や意味などについては今後の検討に委ねなければならない点が少なくはないが、ここでは大宰府における本質にあるが、さて、本概報に収載した木簡は大きく六地区から出土したものであるが、さて、本概報に収載した木簡は大きく六地区から出土したものであるが、

まず、第一は紀年銘を有する木簡の出土である。すなわち、一四八の天平

定できるものであり、この点からも注目されるのである。 二〇三の天平六年と二〇五の同八年も見られる。紀年銘を有するという点だ 10三の天平六年と二〇五の同八年も見られる。紀年銘を有するという点だ はであれば、二四四が延長五年と判断できるのをはじめとして、二八八には なく、また、いまだ問題が残る二四四をともかくとすれば、いずれも古代地 なく、また、いまだ問題が残る二四四をともかくとすれば、いずれも古代地 なく、また、いまだ問題が残る二四四をともかくとすれば、いずれも古代地 なく、また、いまだ問題が残る二四四をともかくとすれば、いずれも古代地 なく、また、いまだ問題が残る二四四をともかくとすれば、いずれも古代地 なく、また、いまだ問題が残る二四四をともかくとすれば、いずれも古代地 なく、また、いまだ検討を要するにしても、大宰府政庁との直接的な関係を想 についてはいまだ検討を要するにしても、大宰府政庁との直接的な関係を想 についてはいまだ検討を要するにしても、大宰府政庁との直接的な関係を想

うにみなすことができる 期のものと推定されていたし、同じくSD二三四〇出土木簡の中でも、 には **二〇二**などは、いずれも天平年間以前のものと推定できるものであっ 表示法から見た一九六や一九七あるいは調副物と中男作物との関係から見た 和四五年の蔵司西地区における第四次調査の際に出土したものであるが、 もっとも、具体的な年紀こそ記されていないが、その記載内容などから見 これらより古い時期のものと推定できるものは存在する。たとえば、 一九五についても、 「久湏評」と見られたので、それは遅くとも八世紀初頭を下限とする時 後述のような可能性を想定しうるとすれば、 同じよ た。 郡名 ま _

がかりを与えるものと言うことができるだろう。これに関連して、SD二三させることはできないにしても、共伴遺物や遺構などの年代比定に有力な手が、他の出土遺物を含めて、最も古い年紀を有するという点は特筆できる。が にかって、これらは大宰府史跡における最古の木簡というわけではないしたがって、これらは大宰府史跡における最古の木簡というわけではない

た二〇二は養老元年前後に比定できるので、一応はその頃から天平年間の前できないので保留するが、一九六や一九七の下限時期は和銅六年前後に、ま四〇出土木簡の時期について一言しておこう。二一四についてはいまだ断定

半代頃までの時期が考えられる。

けば、 これらの付札類は貢進物などに付けられた荷札的なものではなく、 掘調査概報 げられる。 れなかったと見られるものが含まれていることも無関係ではないだろう。 もので墨痕が認められない一八点のうちには、 量が記されているにすぎないことはそれを示すものであろうし、この型式の おいて整理保管のために付けられた付札と考えられる。二〇三と二〇五を除 った出土は注目される。しかし、このことについてはすでに昭和五八年度発 と言うべきかもしれないが、従来の出土状況から見れば、この比較的まとま 次に、 荷札に不可欠と考えられる年紀を欠き、多くが郡名と物品名および数 付札類が五八点あり、 大宰府の性格などからして、これらの木簡の出土そのものは当然 『大宰府史跡』において述べたので、ここではくりかえさないが、 総出土点数の三分の一強を占めている点があ 成形されながら結局は使用 大宰府に

した点をふまえて若干を述べておこう。についてもすでに述べているので、多くはくりかえさないが、その後に判明想定できる一九六と一九七の二点を含めれば、合計一五点が見られる。紫草第三点として、紫草関係の木簡が多く、明記されてはいないが、関連性を

て日向八○○斤と大隅一八○○斤の紫草および各種の染造品、また交易雑物して合計二○四○○斤が課せられていたが、大宰府には、年料別貢雑物とし恵式』民部下によれば、甲斐国などの東国を中心とする一○国の交易雑物としたように、紫草はかなり広範な地域から貢納されていたが、後掲の表に示豊後国はその天平九年の正税帳からすでに知られていたが、後掲の表に示

国郡名・地名一覧

1

2

3

4

5

6

7

8

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

薩麻

るので、 たこれの原形は明らかでなく、 ずか一例にすぎないので、 だけでなく、 ての紫草の荷札であったとすれば、 その中で二〇六だけは大きく異なっている。 可能性を指摘するにとどめておく。 次に、 方、 玉 名 郡 名 その他 木 簡 番 号 筑紫 その場合、 紫草の単位について述べる。 断片的な一六三はともかくとして、 筑 前 148 各国さらには各郡においても行なわれていた可能性が考えられ 怡土 $(189) \cdot (190) \cdot 191$ 糟屋 $(192) \cdot (193) \cdot 194$ 在地にはかなりの技術が存したことになる。 滓 屋 195 岡 $(196) \cdot (197)$ 豊後国ないし海部郡だけの特例かもしれない。 岡 賀 (198) · (199) · (200) 遠貿 153 年紀の有無も確認できないので、 9 加麻 (201) 紫草の植物から染料への精製は、 10 夜 須 202 • 203 八 11 筑後 148 九以下に多く見ら 12 三井 204 その書式はほぼ共通して 後述のように、 13 豊 前 175 · 205 14 京 都 205 15 豊 後 16 大 野 207 · 208 · 209 17 海部 $(206) \cdot 207$ これが染料とし ħ 18 大 分 210 るの ここではそ しかし、 19 肥前 157 は 20 松浦 157 大宰府 根 21 合 志 212 • (213) ま 22 214 · 215 合 志 23 山鹿 216 • (217)

> すれば、 準的 用例は二一三のみであるが、 であり、 どを煩雑ならしめるのではないだろうか。 たのかという疑問も派生する。 とする数え方が用いられていたことになり、 と一九七も紫草に関連するものと判断した。 であり、 述べたが、二一三では iな一単位とする数え方が存するにもかかわらず、 二つの単位の同時使用がありえないことではないにしても、 これがいまだ植物としての紫草を数える単位であっ 両者の使い分けが必要であっ 編 という単位も用いられており、この点から一九六 他の紫草の根に対し、 とくにこれらが整理保管用の付札であったと たことを示している。 しかし現実に使用されているわけ なぜ二○根を二編と称しなかっ とすれば、 これでは 他方では一〇根を一編 一方では二〇根を標 たことはすでに 編 「紫草大根 の明 確 ح

から大宰府に紫草を集積する状況の一端を示してい

として紫草五〇〇〇斤の

、進が課せられている。

これら

の木簡

は管内諸国

されている点が注目される。 おそらく整理保管に際して「紫草」と「紫草大 根 今はこのように考えておこう。 大根」については必ずしも明らかでない も異なっていたのではないだろうか。 とは区別され、 その方法したがっ て単位 「紫草

おこう。 に推定分を加えているが、 それぞれのところで述べることにして、 が見られる点を指摘できる。 第四点としては、 多くの国郡名ない それらを表示して 個々につい 地 部 名

宅(託)麻

頴 姓

麑 嶋

権美嶋

伊藍嶋

桑原

大 隅

口毛

217 · 218

219 • 220

220

221

222

223

226

224

225

227 · 228

ものは国名の部に されていない と5および6 なお、 この表では、 が、 8 一分類し 明 の二郡はいずれも同 らかに国名と判断 必ずしも た。 郡名の部 国 のう 字は付 一郡

— 9 —

したものは紫草関係のものである。字が付されていないので、とりあえず区別した。木簡番号のうち、()を付した。その他のうち、1・32・33以外はいずれも郡名と考えられるが、「郡」を指しているが、郡名表記の相異に意味があると考えられるので、一応区別

の手がかりとなりうるように思われる。 これらの中には習書と推定されるものも含まれているが、29の二二三を和銅六年四月の大隅国建置以後のものとすれば、これらは西海道九国のうちりには注目されるし、両国に対する総管機能の一端を示している。なかでも、養老四年までは在地の抵抗が続いた薩摩・大隅両国関係のものが見られることは注目されるし、両国に対する総管機能の一端を示している。なかでも、養老四年までは在地の抵抗が続いた薩摩・大隅両国関係のものが見られることは注目されるし、両国に対する律令制支配の浸透を考える上でも一つの手がかりとなりうるように思われる。

幸府が一定の役割を果たしただろうことは推察にかたくない。 であろう。古代国家といわゆる南島との交渉については『日本書紀』以下に であろう。古代国家といわゆる南島との交渉については、『続日本 が見られる。また、天平七年には大宰大弐小野老が高橋牛養を南島に派遣し でれを修理せしめたように、これは遣唐使の南島路採用とも無関係ではな であろう。古代国家といわゆる南島との交渉については、『続日本 であろう。古代国家といわゆる南島との交渉については、『続日本 であるす。このほか、明記されていない場合でも、南島との交渉においては、 『続日本 を府が一定の役割を果たしただろうことは推察にかたくない。

や性格を有するものかは明らかでないが、彼らがもたらした何らかの「方物」周知のように、南島人は化外民視されていた。二二四などがいかなる内容

るだろう。 係や南島人の来貢のあり方などを考える上において重要な意味をもつと言えに新史料であるとか、南島との交渉を示す物証というにとどまらず、その関に付けられたものであることは明らかであろう。したがって、この木簡は単

以上、不丁地区出土の木簡について若干述べたが、それらをめぐる問題が以上につきるものでないことは言うまでもない。とくに、大宰府における木郎のあり方について考えようとする場合、いまだ検討を要する点が少なくなれた可能性も想定されるが、それとともに、SD二三四○が不丁地区官衙域の東限をなしていることも看過できない。つまり、木簡は蔵司地区から投棄された可能性も想定されるが、それとともに、SD二三四○が不丁地区官衙域の東限をなしていることも看過できない。つまり、木簡は蔵司地区から投棄される上日関係のものが存することからすれば、この点も今後の課題である。以上、不丁地区出土の木簡について若干述べたが、それらをめぐる問題が以上、不丁地区出土の木簡について若干述べたが、それらをめぐる問題が

釈文·解説

四八

•兵士合五十九人

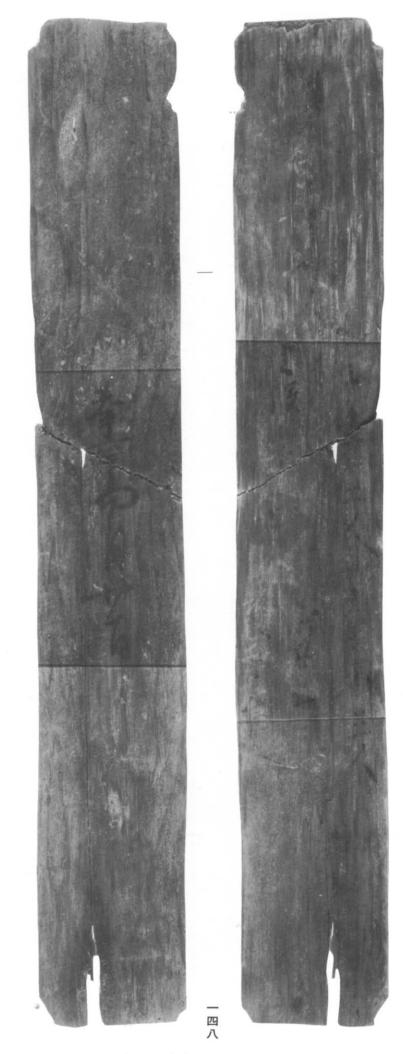
| □二人 兵士||三

定役五十四 筑後兵士卅三] (筑前力)

• 「天平六年四月廿一日」

道などの節度使が停止されている。この措置と木簡との間に直接の関係はないだろうが、木簡に見える筑前・筑後両国の兵士は大宰府にお 年に当たるが、これは大宰府史跡出土の遺物に見える最古の年紀である。 三一・二三の単位は記されていないが、その書式から見て三一と二三は五四の内訳であり、さらにこの五四に右行の二と三を加えれば、五九 いて西海道節度使の指揮下に編入されていたのかもしれない になるので、これらはいずれも五九人の内訳であり、兵士の人数を示していると考えられる。裏面の墨はよく残っている。天平六年は七三四 容的には兵士とくに大宰府に上番する兵士に関するものと推定されるが、具体的なことは明らかでない。これに記された数字のうち、五四 は明らかでない。 四隅はいわゆる入隅のように切り込まれ、また左辺上端近くの切り込みは明らかに人工のものであるが、これがいかなる目的をもつのか 表面の墨はほとんど消失しているが、その跡が若干盛り上がっているので、これによってかなりの文字を判読できる。 『続日本紀』によれば、この日、天平四年八月に配置された西海

八五-S二三四〇 二七〇 \times 四〇 \times 四 〇一一





四九

・「三團兵士□□□宗形マ刀良旱マ赤猪(役ヵ)

るが、不鮮明なために判読できない。「三團」は三軍団の意味であろうが、それが具体的にどの軍団を指すのかは明らかでない。しかし、宗 上半部の墨はうすく、肉眼による判読は容易でない。とくに第五・六字はかなり複雑な字画の文字であり、前者は革偏の文字と推定され

九〇—S二三四〇 二三八×三六×九 〇一一

形部刀良がその兵士であることから推せば、そのうちの少なくとも一団は筑前国のそれであったと考えられる。筑前国には四軍団が置かれ

ていたが、そのうちの二団はいわゆる軍団印から御笠・遠賀両団であったことが知られている。宗形部はもともと筑前国宗像郡を本拠とし

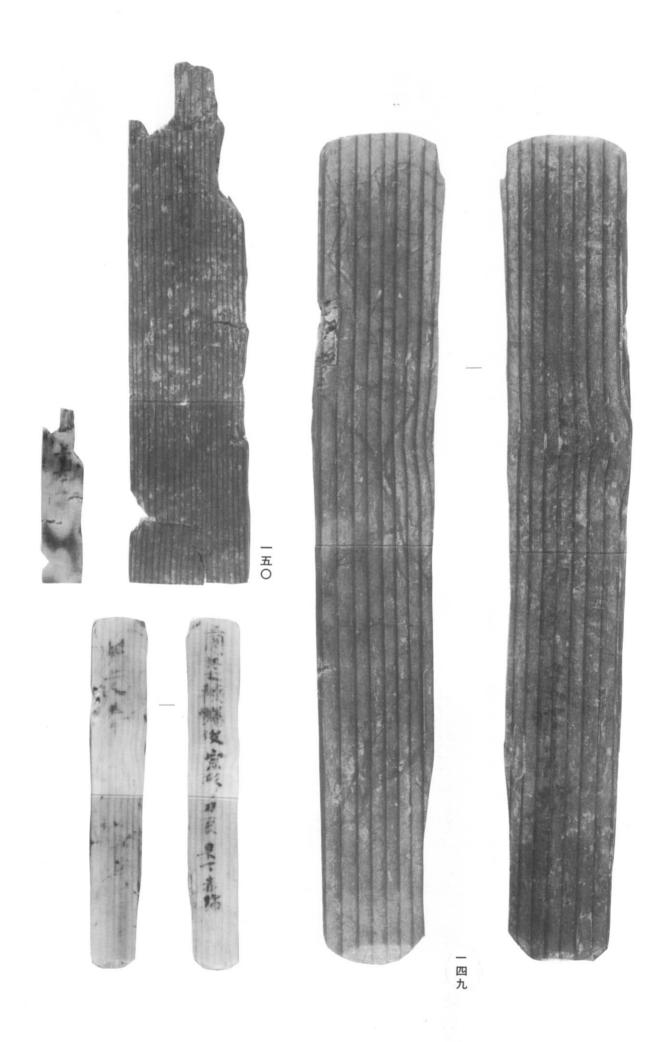
部堅牛の名も見えるように(用乙巳条)、かなり広く分布していたようである。また日下部はそれ以上に広く分布しており、西海道の各国で ていたのであろうが、大宝二年の筑前国嶋郡川辺里や豊前国仲津郡丁里などの戸籍にも同氏は見えるし、『続日本紀』には御笠郡大領宗形

五〇

九〇—S二三四〇 (一四二)×三七×五 〇一九

禄令給季禄条に「凡在京文武職事、及大宰、壱岐、対馬、皆依官位給禄、自八月至正月、上日一百廿日以上者、給春夏禄(下略)」とある。 腐蝕が著しく、これ以外の文字は確認できない。上日数が記されているが、これがいかなる職種の人物のものかは明らかでない。なお

-14-



五 一	
•	
· 秦 人	
人 · □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
+ <u>-</u>	
月口	

九〇—S二三四〇 (一一四)×(三〇)×四

日田山□□人 , 並月八 九年

要する。また、裏面の天平八年は七三六年に当たり、これの内容も上日に関するものかと推定されるが、腐蝕や損傷などのために第二行目 名と判断したが、これには問題が残るし、「館」ないし「館仕」や「並月八」の意味などいまだ不分明な点が少なくはなく、さらに検討を 近似している。内容的には木工秦人部山孔と同じく秦人部遠雲の上番日数を記したものであろうし、「九年」は天平九年のことかもしれな い。しかし、西海道において豊前国の秦部はよく知られているが、秦人部についてはあまり知られていない。「山孔」および「遠雲」を人 上端部を欠損するなど、損傷が著しい。表裏で天地が逆転しており、両者の筆致は異なっているが、表面第二行目の筆致は裏面のそれに

を判読できないので、詳細なことについては明らかでない。

五 -· × (+ヵ) 月 ■田山 | | | | | | | | | |

九〇—S二三四〇 (六五)×(二〇)×三 〇八

· × | 目 | + ×

断簡であり、具体的な内容は明らかでないが、一五一から推せば、これも上日に関する木簡の可能性が考えられる。

八七-S二三四〇 (九〇) \times (二四) \times 三 〇八一

五三

・□神マ足嶋米

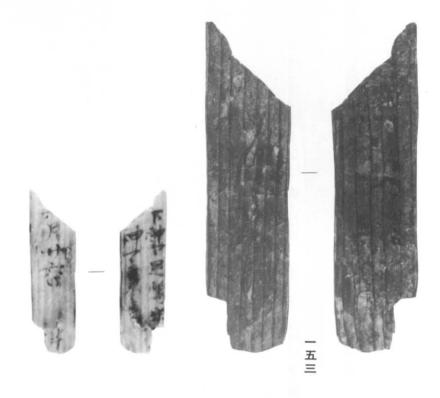
•□月廿六日 神マ□□□

あるいは、 雑姓の摂津国の部に「葛木襲津彦命男、腰裾宿祢之後也」と見えるが、下神部については明らかでない。 上下両端を欠損し、全体的に黒ずんでいるため、肉眼ではほとんど判別できない。「□」が下神部というような氏姓の一部をなすのか、(下力) たとえば位階の下階を示すような文字であるのかは判断しがたい。かりに前者とすれば、下神氏については『新撰姓氏録』未定

-16-







五四
•
\times
□遠賀郡子

_	~	f	_
_	`	, ,	٠,
,	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ŧ	
,	4	,	,
_	ĺ	_	1
		:	

料
受
師
伊
福
7

□受使マ他田舎千依 (人脱カ)

受 使 部三家連安

瓦工

受 吴マ廣野

廿二 宿奈

·×四月三日休□花□□廿□□(百ヵ)(根カ)

える。裏面は縦方向に墨書され、表面とは異筆であるが、両者がいかなる関係にあるのかは明らかでない。 とすれば、その点でこの木簡は初見史料と言える。なお、遠賀郡については、一九六・一九七に「岡郡」、一九八~二〇〇に(岡賀郡」と見 工」は次行の呉部広野にかかるものであろうか。これに見える四氏の氏名はいずれも周知のものであるが、彼らが遠賀郡を本貫としていた 意味であろう。内容的には遠賀郡(現福岡県遠賀郡)の出身者とくに郡司の子弟で大宰府の使部などになっている者の歴名であるが、「瓦 第一行目の「遠賀郡」の上位には「筑前國」と記されていたのだろうが、現状では確認できない。第三行目の「他田舎」は他田舎人部の

—18—

八五-S二三四〇 (五八)imes(二四三)imes四 〇八一



第二片以下は完全に接続するが、第一片は接続しない	- 五五 「二月十日□夫卅十一日卅十三日卅九」
い。ある年の二月における何らかの集計であろうが、単位も記されていないので、『	八五 $-S$ 二三四〇(二六 $+$ 一四五) $ imes$ (七) $ imes$ 五

体的には明らかでない。あるいは、「□夫」に手がかりがあるのかもしれない。

第二片以下は完全に接続するが、

五六 「(額カ) 田ア

九〇-S二三四〇 (一八四)×二五×五 〇一九

ける額田部については、大宝二年の筑前国嶋郡川辺里の戸籍に額田部乎太売などの名が見えるし、また『和名抄』には筑前国早良郡額田郷 「頟」は「額」に通じるので、これは額田部の意味であろうが、他の文字は判読できず、具体的なことは明らかでない。 なお、 西海道にお

も見える

五七 -肥前國松浦郡神戸調薄鰒

肥前国松浦郡は現在の佐賀県北部から長崎県北部を経て五島列島に至る地域にあたる。肥前国の神戸については、『新抄格勅符抄』所載 八五-S二三四〇 $(-八七)\times(-八)\times=$ 〇八-

の大同元年牒に大宰神封として「田嶋神十六戸肥前国」が見える。田嶋神社は松浦郡(現佐賀県東松浦郡呼子町加部島)に鎮座する延喜式内

の名神大社であり、この木簡に見える神戸がその封戸であったという確証はないが、その可能性が大きいように思われる。 なお、神祇令神

戸条に見られるように、神戸の調庸は封主である神社に納め、その用途に充てられるのが原則であり、これに見える薄鰒も大宰府に貢進され たものではないだろう。また、この木簡の原形は明らかでないが、その内容から見てこれは文書的なものであり、おそらくは神祇令の前掲

条にいう「国司検校、申送所司」にかかわるようなものであったのではないだろうか。

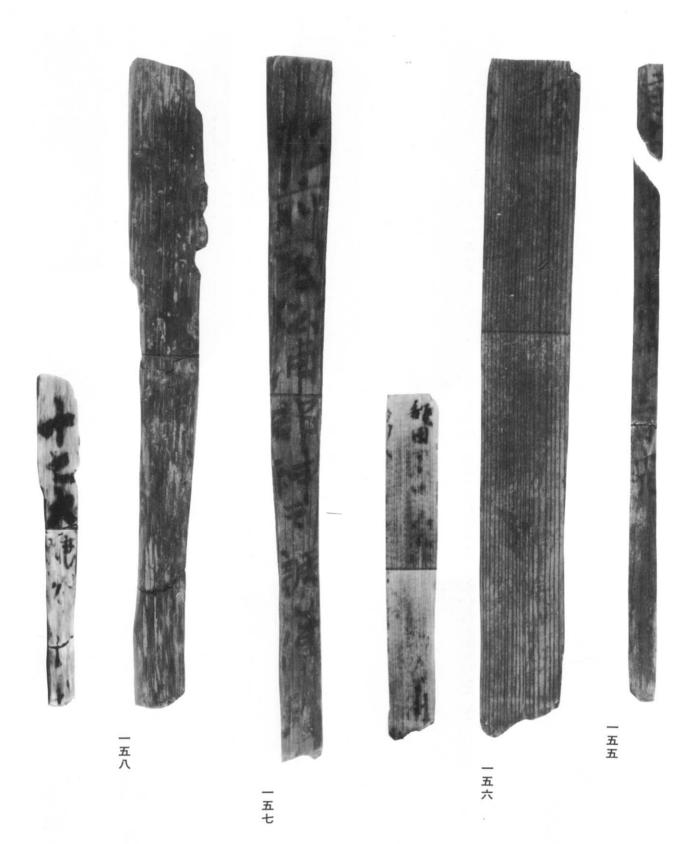
九〇—S二三四〇 (一七六)×(二二)×六 〇八一

損傷が著しい。「十七大」と「□□」は異筆かとも考えられる。

一五八

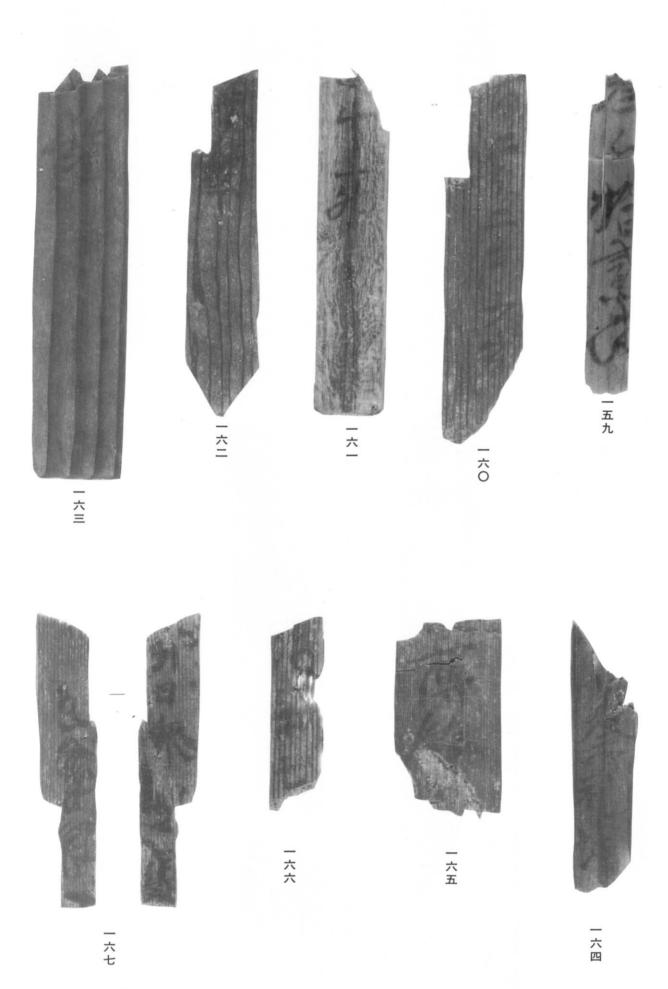
十七大□□

2 0



表面二行目の第二・三字は推定できるが、他は欠損のために判読できない。また運筆から見れば、表裏両面では天地が逆転しているよう
上位二字は草書体で書かれているようであるが、判読できないので、詳細なことは明らかでない。
ー六六 □□七 九〇—SII三四〇 (五五)×(一五)×一 〇八一
断簡であるので、この木簡の具体的な性格などは明らかでない。
薄鰒は一五七にも見える。『延喜式』主計上によれば、それは筑前・肥前・豊後・日向など四国の調庸および壱岐島の調とされている。
一 六五 薄鰒 八五—S二三四〇 (五三)×二九×四 〇八一
上下を欠く断簡であるので、具体的なことは明らかでない。
一六四 □祭祀□ 八五—S□三四○ (七四)×(一八)×三 ○八一
きない。紫草に関するものかとも考えられるが、詳細については明らかでない。
赤外線テレビによれば、第二字は「草」のようにも見えるが、きわめてうすく、ごく部分的な墨痕が見られるのみであるので、断定はで
「六三 紫□」 八七─S□三四○ (一一四)×二六×三 ○八一
これらはいずれも何かの数量を記したものであるが、欠損のためそれが何であるかは明らかでない。また、原形も特定できない。
「六二 ×□箇」 九○—Sニ三四○ (九五)×ニー×三 ○八一
六 ×□斗一升」 八五-SI三四○ (九四)×二○×四 ○八一
六〇 ×両二分二朱□□ 九〇-Sニ三四〇 (一〇一)×(ニニ)×ニ 〇八一
一五九 ×□□拾貳□ 八五-S□三四○ (八七)×(一二)×二 ○八一

でもあるが、部分的にしか残存していないので、断定はできない。



豊前國豊代□□

八五—S二三四〇 (二五〇)×(二八)×二 〇八一

「果安安安如如

の地名としては知られていない。裏面の第三字以下は左に半角ほどずれている。おそらくは習書であり、表面もその可能性が考えられる。 一見「豊前國」には意味があるようにも思われるが、 「豊代」の意味は明らかでない。地名かとも考えられるが、現在までのところ古代

やかすかに残る字形などから推せば、「前」かとも考えられる。

原形は明らかでないが、

墨書の位置から見れば、○六五型式とみなすべきかもしれない。第二字は大部分を削り取られているが、第一字

してり

_ 豊 __

一六九

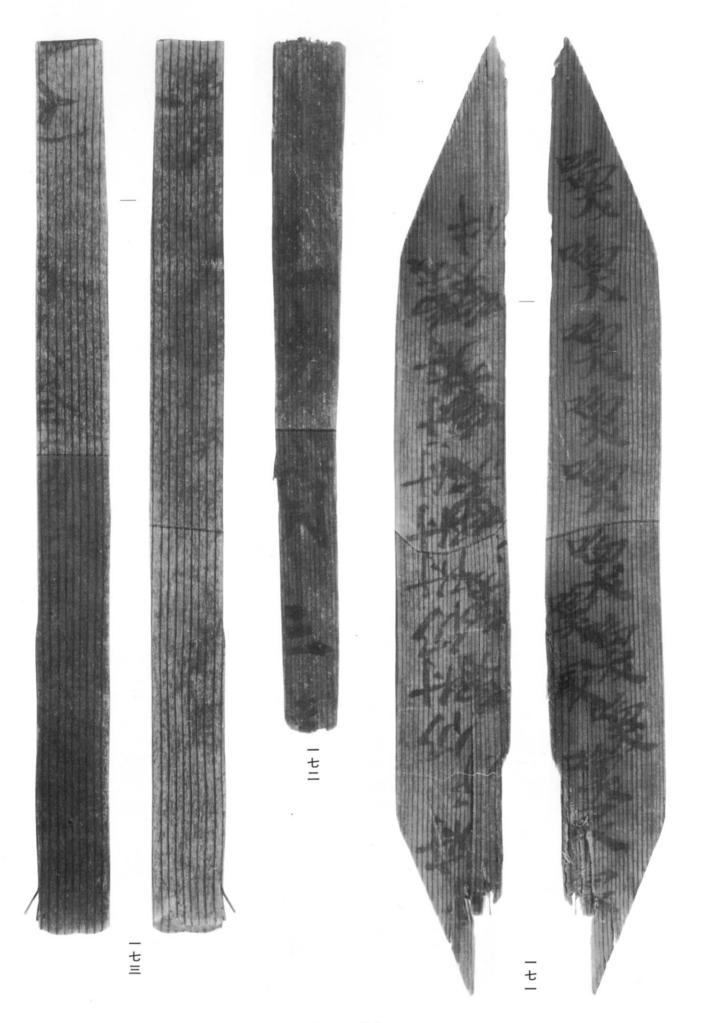
八七—S二三四〇 (一〇二)×(二五)×四~九 〇 八 一

は確認できず、それはあくまでも一つの推測にすぎない。 表面はかなり削られており、 上下両端では厚さが異なる。残存字形からは「豊前国」云々と記されていたようにも考えられるが、現状で

九〇—SI三四〇 三二一×二三×三 〇八一



容的には両面とも習書とみなしてよいだろう。
失している可能性も考えられ、その場合には「郡」や「群」などの文字が想定される。裏面も同じ文字のくりかえしと判断されるので、内
両面とも墨がうすく、しかも半截されているので、文字の判読は容易でない。表面の第一・二字は「君」のようにも見えるが、旁部を欠
七三 ・
左半部を欠いているが、「二麦」がくりかえされていることから見て、習書であろう。
- 七二 三麦□三麦 八三—S□三四○ (一九○)×(□○)×四 ○八一
(肖り) いるが、あるいはいわゆる召喚状を意識したものであろうか。
内容的には習書であり、表裏の判別は容易でない。削り残しの墨痕を除き、府・仍・附・喚・件・取(最)など六種二九文字が記されて
帝□小松小树树树林亭
□ 鄭 鄭 □
一七一 ・ 喚 喚 喚 喚 喚 (〒カ)



一七四 尊者上座者火急殿門進上冝

いので、これは本来のものと考えられる。第二字以下とは異質なものとみなすべきであり、あるいは御札などに見られるような四方四仏を 一字は「以」のようにも見えるが、第二字以下に比してかなり小さい。またこの部分には腐蝕や削り取られたような痕跡は認められな 須良状 八五—S二三四〇 (三四二)×三一×二 〇八一

構との関係を含め、これについてはいまだ検討を要する点が少なくない。

ものとも考えられるが、全体的な文意を含め、詳細は明らかでない。SD二三四〇出土の木簡の中では特異なものであり、この溝や周辺の遺

意味する符号かもしれない。各文字は明瞭であり、「尊者」や「上座」などの語句が見られることからすれば、

仏寺や僧尼などに関係する

• 造廳造造造廳造□廳□ 〕『大豆五斗』造造廳大

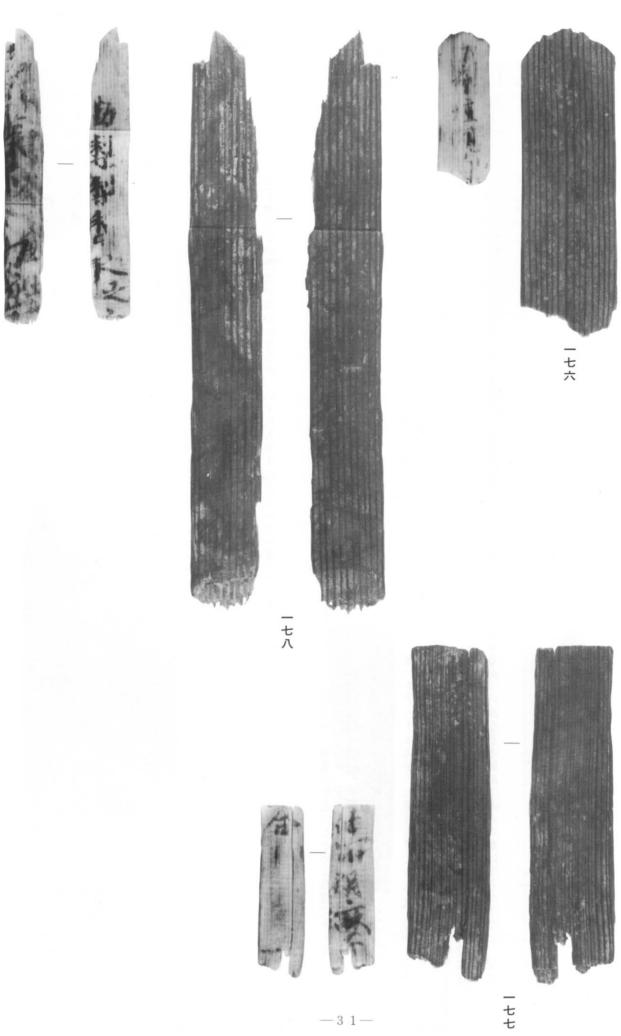
一七五

八五—S二三四〇 (三四八)×四三×五 〇 八 一

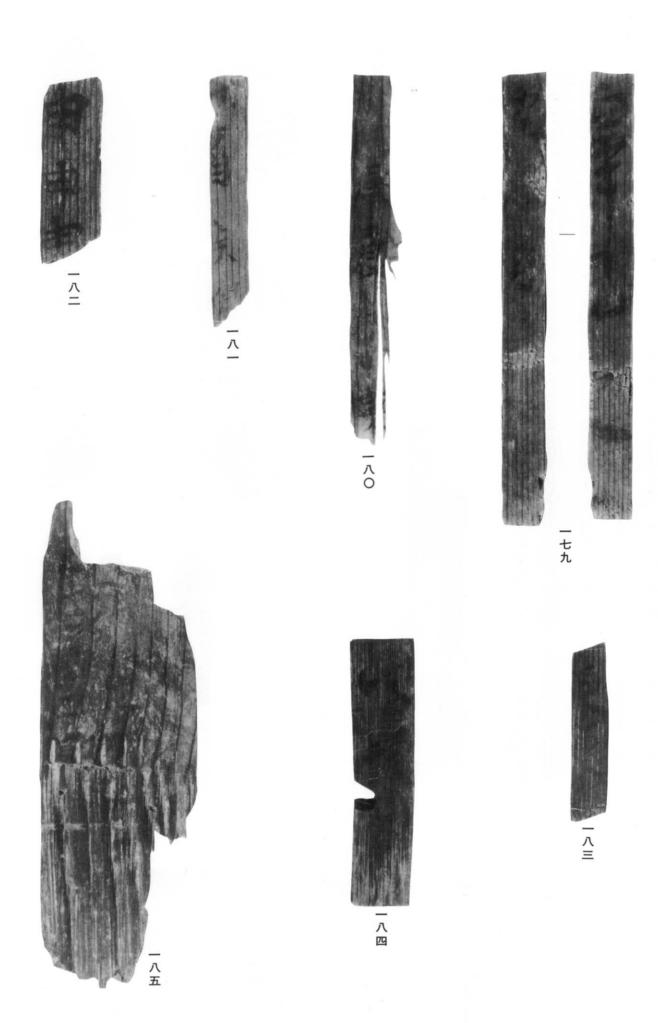
調として見える。賦役令義倉条では稲とほぼ同等に扱われ、また粟一斗に対して大豆二斗とされている。 がいかなる性格のものかも明らかではないが、 る。とすれば、用済み後に転用され、そして習書されたのであろうが、この部分だけが削り残された理由は明らかでない。なお、この大豆 内容的には習書であるが、 「大豆五斗」は明らかに異筆であり、 かりに調庸制にかかわるものとした場合、 また削りの状況から見れば、この四文字は他に先行するもののようであ 『延喜式』主計上によれば、西海道では壱岐島の



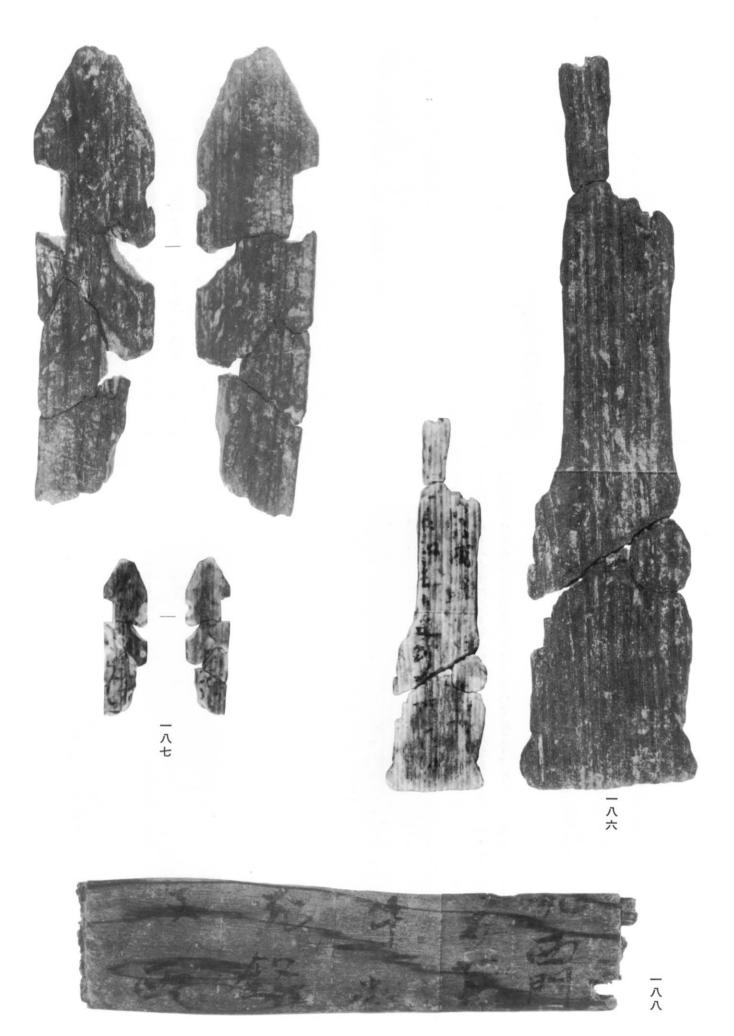
赤外線テレビによれば、五字以上の文字が認められるが、いずれも偏部を欠いているので、判読できない。	ーセセ ・ 「□□□□□ 八七—S二三四〇 (九二)×二三	勤梨梨□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			裏面は文字が重複しているために判読できないが、両面ともに習書であろう。
	、五字以上の文字が認められるが、	・ □□ 対□ 対□ 対□ 対□ 対□ 対□ 対回□ 対回回□ 対回□ 対□ 対	 赤外線テレビによれば、五字以上の文字が認められるが、 ・「合 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	・	赤外線テレビによれば、五字以上の文字が認められるが、いずれも偏部を欠いているの・「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
		・□□ 肉眼による墨の判別は容易でない。	勤梨梨□□ 之□	・□□	・□□ 之□・□□ 之□→□□ 之□
· 「合			勤梨梨□□ 之□	• □ □ 之□	· □ □ 之□
・「合 内眼による墨の判別は容易でない。 ・「 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			勤梨梨□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	• 勤积积	• [



を旁とする文字の可能性も考えられる。	
現状では二字が見られるが、かなり左辺に片寄っている。それは「鳥鳥」と推定されるが、左辺が原状を保つかどうか確認できず、「鳥」	
\mathbb{L} 九〇 \mathbb{L} 二三四〇 (一三二) \mathbb{X} (四四) \mathbb{X} 八 〇八一	
はこれの性格に関係するものであろうか。	
各辺はきれいに整形されている。左辺の切り込みは明らかに人工によるものであるが、いかなる木製品であるのかは明らかでない。墨書	
八五—S二三四〇 七三×一七×五 〇六五	八四
場合も習書であろう。	
現状から「更」の習書と推定したが、左辺が切断されていることからすれば、「更」を旁とする文字の可能性も考えられる。しかしその	
八七 $-S$ 二三四〇(五〇)× $()$ ×二 〇八一	一八三 更更
	2
この文字は政庁地区東北隅における第二六次調査出土の木簡にも多く見られたように(『概報□』)、解文の事書にかかわる習書であろう。	
下申 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一八二 申申申
三~四字分の墨痕が認められるが、いずれも左半部を欠いているので、文字は判読できない。	
①□ 九○—S二三四○ (六九)×(一○)×三 ○八一	一八一
第一字は「屋」であろうか。	
□ □ □ 八五—S□三四○(九九)×(一○)×三 ○八一	一人〇 []
第一字は「白」、第二字は草冠の文字かと推定されるが、左半分を欠くので、詳細なことは明らかでない。	
	·
	一七九 •□[



出土した木簡の中にこれと同質・同材と推定されるものが見られるが、現状での両片は接続しない。	
い。上下両端を欠いているので、詳細なことは明らかでないが、何らかのテキストにもとづいた習書の可能性も考えられる。なお、同時に	
横材に使用し、界線を刻んでいる。上端でのその間隔は、右から二九・二○・二九・三○・三六(単位㎜)であり、 必ずしも一定していな	
	及西
	充□
	牛 □
	育 廿 □
九〇—S二三四〇 (三七)×(一五二)×八 〇八一	
るので、具体的な文字は想定できない。	Ĉ Ĉ
腐蝕が著しいため、肉眼では墨痕をほとんど判別できないが、赤外線テレビでは両面に認められる。しかし、いずれも断片的な墨痕であ	
	•
九〇—S二三四〇 (一二八)×三七×五 〇八一	- 八七
らはいずれも断片的であり、具体的には判読できない。	
これも肉眼では墨をほとんど判別できないが、赤外線テレビでは、二行にわたって墨痕が認められる。しかし、腐蝕が著しいため、それ	
九〇—B二三四〇 (一九五)×(四九)×六 〇八一	



一八九 怡土郡紫草 十根

八七一S二三四〇

〇三九 0===

九〇 怡 一郡紫草

両者とも表面はかなり黒ずんでおり、上半部に文字が認められるほかは判別しがたいが、 八七—SII三四〇 (1011)×11三×三 赤外線テレビではほぼ完全に判読できる。 他の

には断定できない。怡土郡は筑前国のうちで、現在の福岡県糸島郡の南半部に当たるが、歴史的には、三世紀代の伊都国(『魏志倭)、あるい たのであろう。さらに、 例からみても、 両者はもともと同文かつ同性格のものであったと考えられ、下半部を欠失している一九〇の原形も本来は〇三二型式であっ 両者の全体的な筆跡は似ているようにも考えられるが、 「紫」など一部には明らかな相違も見られるので、

九一 |怡土郡|

は伊覩県

(八年正月壬午条) などの故地としても知られている。(『日本書紀』仲哀) などの故地としても知られている。

八七一S二三四〇 (四五)×(九)×四

ば、 が、これの上位に墨痕は認められず、なお問題が残る。また、SD二三四○出土の紫草関係木簡のうち、原形の明らかでない二一六を除け とも考えられるが、ごく小さな墨痕にすぎないので、 肉眼ではほとんど判別できないが、赤外線テレビによれば、両面に墨書が認められる。他の例を参照すれば、 表裏両面に記載されている例は他に見られず、この点からもこれが紫草に関するものかどうか検討を要するように思う。 断定はできない。裏面の文字は「艮」を旁とするので、 「根」の可能性も考えられる 第四字は「紫」の上端部か

九二 糟屋郡紫草 十根

八五—S二三四〇 一三八×二七×四 0==

糟屋郡紫草卄根

九三

八七一D二三四〇 一二八×二二×五 0==

その痕跡は明瞭であり、

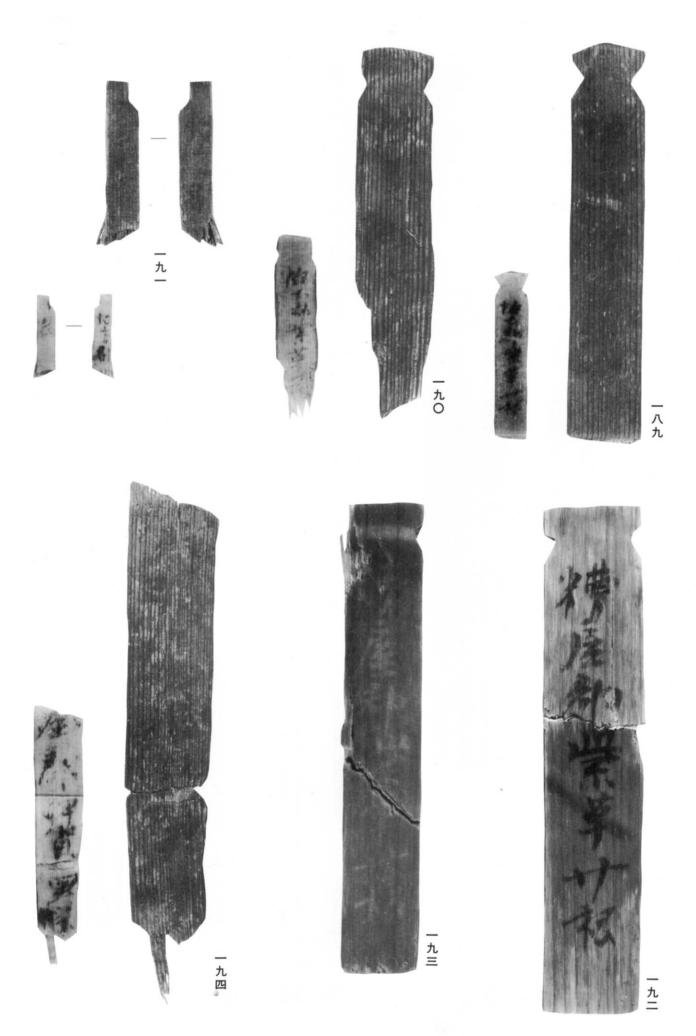
によって十分に判読できる。 ともに損傷は見られるが、 いまだ断定できないので、 原形を保ち、完形とみなしてよいだろう。一九三の墨は完全に消失しているが、 「糟」に見られるように、両者の全体的な筆跡は似ているように思われるが、一九三の細部には不分明な点も ここではその可能性が存することを指摘するにとどめておこう。なお、 一九三の頸部に見える痕跡は結え

(黒 **カ) つけられた紐のものであろう。

九四 ×屋伊賀□

八七—S二三四〇 (一四六)×二五×二 〇八一

あるが、 は筑前国糟屋郡だけである。 ない。記載内容からみれば、これは再考すべきかもしれないが、今は接続するものとみなしておく。西海道において「某屋郡」と称するの 両片の筆跡は近似しているので、もともと同一個体であり、木目などから両片は接続すると判断したが、腐蝕しているために断定はでき これがいかなる性格のものかは明らかでない。いずれにしても、これについてはいまだ検討を要する点が少なくない。 「伊賀」 が見られるが、 「伊賀」がこの糟屋郡に続くことから推せば、 『和名抄』に記された同郡の郷名には見えない。 これは地名の可能性があり、 下端の二字が「黒米」 現福岡県粕屋郡粕屋町戸原地区の とすれば、 いわゆる玄米の意味で



		一 九 五
		筑紫 □
一九四でも述べたように	(前 □ 牛カ) □ □ □ □	(郡力)
、西海道において「		
某屋郡」と称するのは筑前		
国糟屋郡だけであるが、な		九〇—SD
屋郡だけであるが、第三字を「糟」とみなすことはできない。		九〇—S二三四〇 (一九一)×(二四)×六 〇八
,ことはできない。		四)×六 〇八一

残存字形や意味が「糟」に通じることなどからそれを「滓」と推定したが、その墨痕は不鮮明であるため断定できないし、

う用例についてもいまだ確認していない。第二・三字の間に墨痕は認められないが、

かし他に傍証史料は見られず、さらにはこれ自体が下半部からは一種の習書である可能性もあり、にわかには断じがたい。

この木簡は筑紫国が前後に分割された七世紀末ないしそれからさほど経ていない頃を下限とする時期のものである可能性も考えられる。

筑紫が滓屋郡に対する国名を意識したものとすれば

「滓屋郡」とい

一九六・「岡郡全」

「一編+根」

• 一編十

九七七

岡郡

八七—S二三四〇 一〇一×一九×二 〇三二

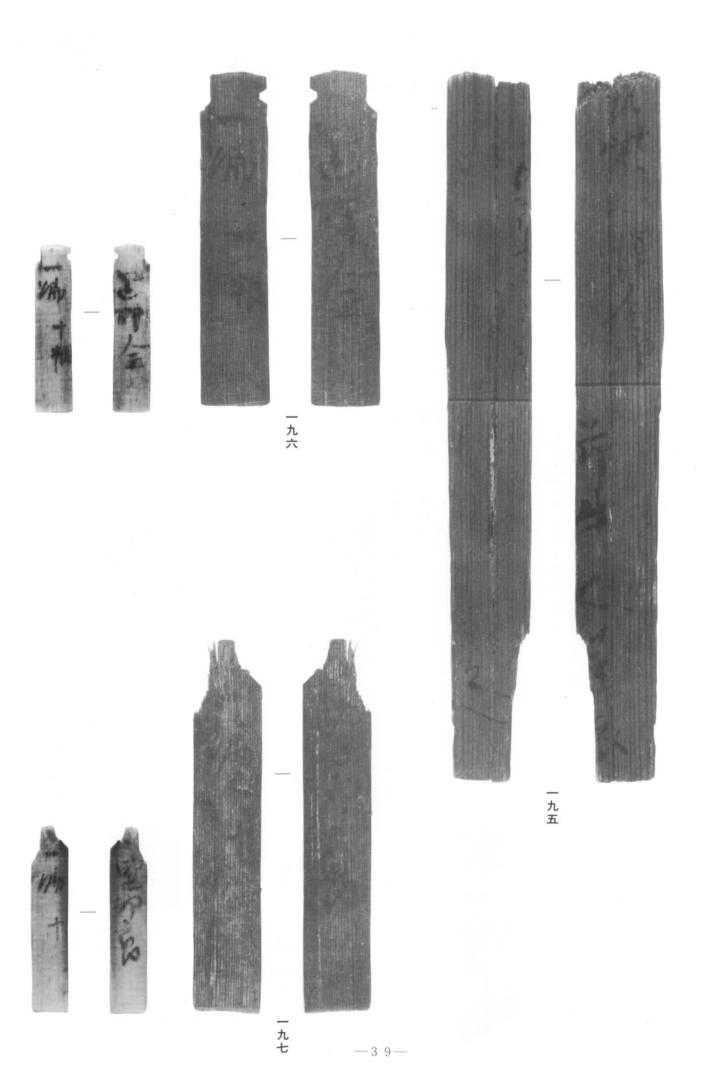
両者の墨書内容は若干異なり、また異筆のようでもあるが、内容的にはほぼ同質であろう。一編は一○根からなるという意味であろうし

国遠賀郡のことであるが、同郡については一九八などに「岡賀」、一五四に「遠賀」が見える。このうち「岡」が最も古い表記であろうし その物品名は記されていないが、単位の一つが根であることや二一三を参照すれば、これらも紫草に関するものと考えられる。岡郡は筑前

郡名表記法の一字から二字への改制が和銅六年前後とすれば、この木簡の下限時期もある程度比定できるだろう。

— 3 · 8 —

八七—S二三四〇 九一×一八×三 〇三二



	二OO 「岡賀郡紫×	一九九 「岡賀郡紫	一九八 「岡賀郡紫	
それぞれに若干の損傷は見られるが、	×	i	草	
三者は同文・同型式のものであろう。前述のように、岡賀郡は筑前国遠賀郡のことであり、岡	八五 $-S$ 二三四〇(八五) $ imes$ 一八 $ imes$ 五	八五—SIII四〇 一一六×III×四 〇三	八五—S二三四〇 一三七×二一×四 〇三	
鄙郡、	글)=1)==1	

ら遠賀郡への過渡期の表記法であろう

<u>=</u>0 「加麻郡□□

八五—S二三四〇 一二〇×二〇×五 〇三二

第四字は上端の一部が見える程度であるが、 他の例から見て「紫」と推定できる。 加麻郡は筑前国嘉麻郡であり、 『日本書紀』には「鎌

屯倉」が見える (安閑二年五)。 現在の福岡県嘉穂郡東部に当たる。

•「夜須郡苫壹張 調長大神マ道祖

八五-S二三四〇 一四四 \times 二四 \times 四

に調の副物と中男の調を廃し、中男作物を課すように改制されているので(元年十一月戊午条)、この苫が調の副物として納められたのであれば 裏面の「大神マ道祖」は異筆であろう。苫は賦役令では調の副物として見えるが、『延喜式』主計上では中男作物とされている。

木簡の下限時期もその前後に比定できるだろう。夜須郡は筑前国に属し、現在の福岡県朝倉郡西部に当たる。 調長は観世音寺東辺部におけ

前国嶋郡川辺里戸籍にも見えるが、夜須郡のそれについては他に所見がない。大神部道祖の本貫が夜須郡であったとすれば、延喜式内社で る第四五次調査出土の墨書土器にも見え、弘仁十三年閏九月二十日付の太政官符には「調長二人」とある。筑前国の大神部は大宝二年の筑

もある同郡の於保奈牟智神社(福岡県朝倉郡三輪町弥永に鎮座、現大己貴神社)との関係が想起される。同社は『釈日本紀』所引の筑前国

第六字は損傷のため断定できないが、 残存字画から「六」と推定される。 他には記載されていないので、これの具体的な内容については 八七—S二三四〇,九八×一八×二 〇三二

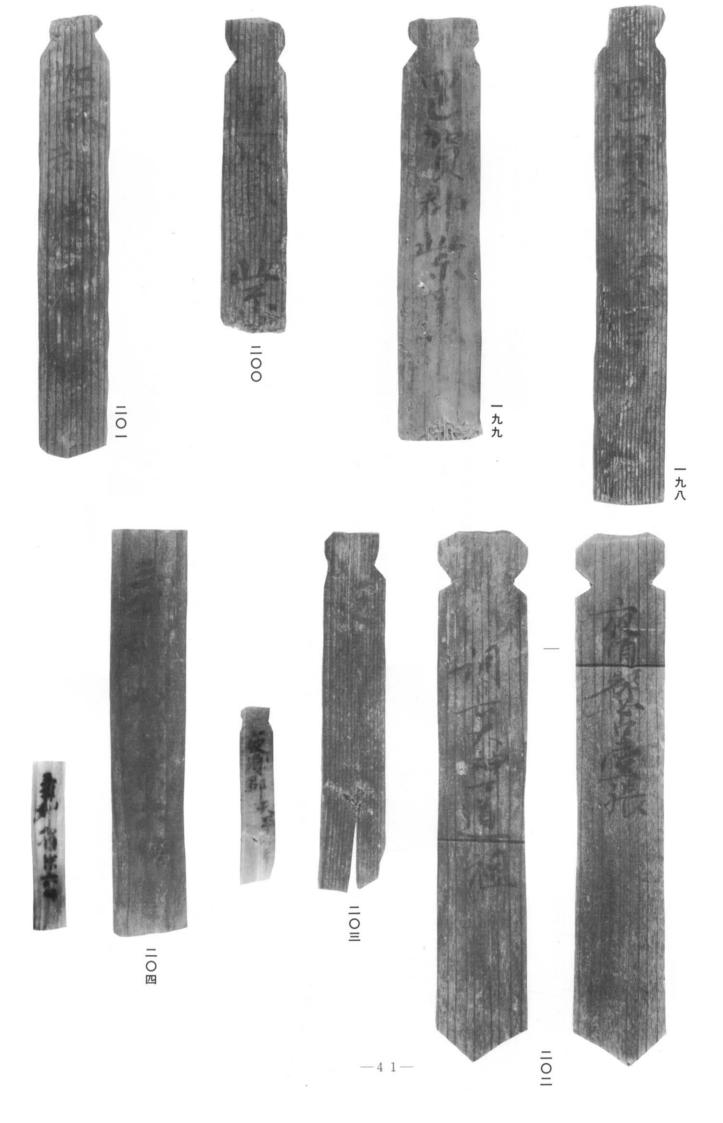
明らかでない。この型式で年紀が記されているのはこれと二〇五だけであり、荷札であった可能性も考えられる。

八七—S二三四〇 一一二×二一×五

二〇四 「三井郡庸米六斗」

ちで、現在の福岡県三井郡から久留米市にかけての地域に当たるが、 とくに損傷らしいものは見えないので、 一応〇一一型式に分類したが、記載内容からすれば、さらに検討を要する。三井郡は筑後国のう 『延喜式』民部上には「御井」郡と見える。また『延喜式』主計上に

庸米は一丁に三斗とされている。



二〇五 · 「□平八□九□× · 「豊前□□□× (周ヵ) 〇三とともに荷札の可能性も考えられる。 るが、決め手に欠ける。豊前国京都郡とすれば、 腐蝕が著しく、肉眼ではほとんど判読できない。表面の第三~五字は、残存字形や「豊前」に続くことなどから、「國京都」と推定され 現在の福岡県京都郡地方に当たる。裏面はおそらく「天平八年九月」の意味であろう。一 八七—S二三四〇 (七六)×二二×七 〇三九

進上豊後國海部郡眞紫草…□□□□

二〇六

九〇—S二三四〇 (七〇)×(一四)×二、(二五)×(一五)×二 〇八一

可能性も考えられる。真紫草は紫草の一種ないしその状態を示すものであろうが、具体的には明らかでない。下片の第二字を「斤」とすれ 両片はほぼ接続するようであるが、完全ではなく、断定はできない。他の紫草関係の木簡とは書式が異なっており、本来は荷札であった

ば、 他の木簡に見える紫草がいまだ植物としてのそれを指していると考えられるのに対し、これはすでに染料に精製されたそれを指してい

るのかもしれない。豊後国海部郡は大分県の南北海部郡に当たる

1104 「大野加海マ郡」

八七-D1三四〇 九六×二三×五 〇三二

「加」をいかに解するか問題であるが、おそらくは大野郡と海部郡という意味であろう。とすれば、両郡とも豊後国のうちであり、隣接

している。郡名だけであるので、具体的な内容などは明らかでない。

IOA 「大野□×

八七—S二三四〇 「五二)×二四×二 〇三九

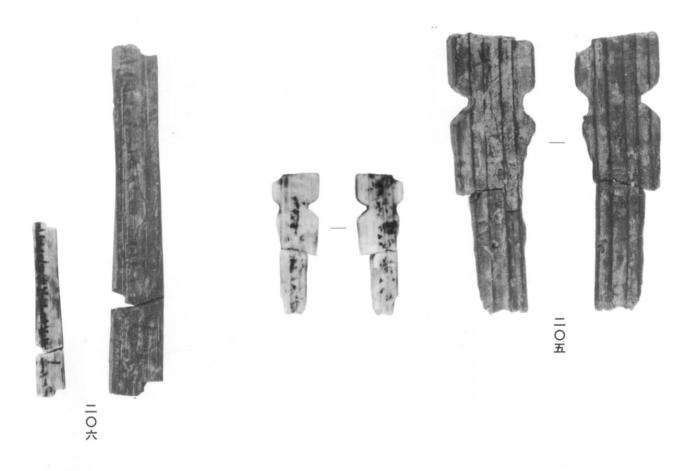
大野」は豊後国大野郡を指すのであろうが、具体的なことは明らかでない。

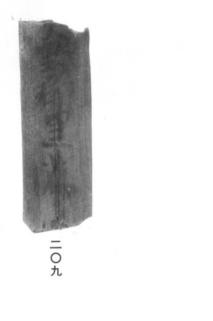
二〇九 大野郡黒葛」

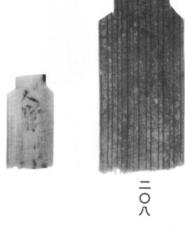
八五—S二三四〇 (四六)×一九×二 〇八一

後者に該当すると判断した。黒葛は、賦役令では調の副物とされているが、『延喜式』主計上では中男作物として見え、 第一字は上半部を欠いているが、西海道において「某野郡」称するのは筑後国竹野郡と豊後国大野郡の二郡であり、これの残存字形から 西海道ででは豊前

豊後・肥後の三国に課せられている。また弘仁十三年閏九月二十日付の太政官符には「採黒葛丁国別二人」……と見える。









二10 「三袋並大分

大

郡の意味であろうが、「郡」が記されるべき位置の面は削り取られているので、それが記されていたかどうかは判断できない。また、「大」 大宰府史跡出土の木簡では初見の型式であるが、本来は○三一型式であったかもしれない。Ⅱ一二を参照すれば、 「大分」は豊後国大分

八七一S二三四〇 一五一×二五×三 〇三二

の位置は「三袋」および「並大分」のいずれからもずれているが、その意味は明らかでない。

腐蝕のため、肉眼ではほとんど判読できない。二一〇と同質のものであろう。

大

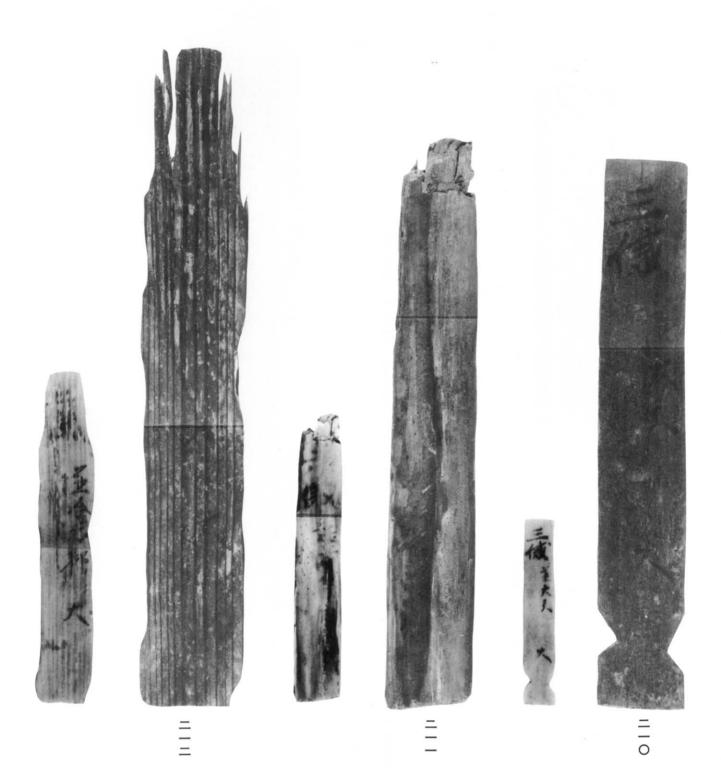
一 (六袋カ) 並 □ □

八七—S二三四〇 (一七八)×二九×四

〇 八 一

いが、二一〇から推せば、「袋」と断定してよいだろう。合志郡は肥後国のうちで、現在の熊本県菊池郡地方に当たる。 第一字は「二」のようにも見えるが、その上にかすかな墨痕が認められるので、 「三」と判断した。また第二字も損傷のため判読しがた

<u>-44</u>



二□「合志郡紫草大根四百五十編

八七—S二三四〇 三九二×三一×一六 〇三二

いた何らかの作業の用具として再利用されたのであろう。紫草大根の例は他に見られないが、紫草のうちでも根の大きいものを指すのであ 棒状を呈し、中央部付近から上部には漆が付着しているが、わざわざ塗付したとは考えられないので、木簡としての用済み後に、漆を用

ろうか。一九六を参照すれば、四五○編は四五○○根ということになり、前掲のように、二○根が紫草を整理する際の標準的な一単位とす これはかなりの数量になる。この木簡の形状も特異であるが、それはかかる紫草の質や数量とも無関係ではないだろう。

一四「合志□

九〇—S二三四〇 (二一五)×(三二)×三 〇三九

考えられるが、いまだ断定はできない。かりに「評」とすれば、この木簡の時期はかなりさかのぼることになるが、 上に小さな横棒があり、 左辺は二次的に切断されており、本来は左辺にも切り込みが入れられていたのであろう。第三字の旁は「平」のようにも見えるが、その 「平」と断定するには問題が残る。しかしそれは「郡」の旁ではなく、むしろかかる字形からは「評」の可能性が 共伴遺物などから見た

SD二三四〇の時期と矛盾はしない。いずれにしても、この木簡についてはさらに検討を要する点が少なくない。

『和名抄』によれば、「合志」は肥後国合志郡のほかに薩摩国高城郡の郷名としても見えるが、 国郡名を省略し、郷名のみを記したとみなす

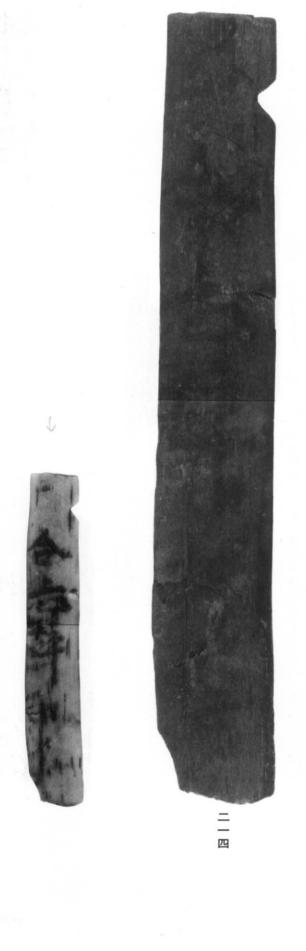
八七一S二三四〇

七四×二四×六

のは不自然であり、やはり肥後国合志郡を指すとみなすべきであろう。

二 五 五

「合志」









=

二一六 ·山鹿郡紫草

大根

「紫草」の墨はうすく、「草」には墨が付いている。裏面は判別が容易でない。第二字は「广」が見えるだけであるが、第一字を考慮すれ

九〇-S二三四〇 (二三二)×(一二)×六 〇八一

ば、「麻」であろうか。とすれば、肥後国託麻郡の意味であろうし、それは現在の熊本県飽託郡に当たる。大根は二十二に見えるような紫草

大根に関連するのであろうか。

二 七 「□ 郡力」

ニーハ 宅麻

肥後国託麻郡を指すのであろうが、具体的なことは明らかでない。

損傷や腐蝕などのために、肉眼では「郡」を推定できるだけで、ほとんど判読できない。赤外線テレビによれば、「郡」を確認できるほ

か、 第一・二字はその残存字形から「山鹿」と推定される。山鹿郡は肥後国に属し、現在の熊本県鹿本郡・山鹿市付近に当たる。

九〇-S二三四〇 (一三三) \times 一九 \times 二 〇八一

<u>-48-</u>

八七-S二三四〇 (八九)imes一八imes三 〇三九



二九 一薩麻國枯根

八七一D二三四〇 二五九×四四×六 〇三二

この種の木簡としてはかなり大きいが、そのわりに文字は少なく、 右辺の切り込みの入れ方も特徴的である。 枯根が特定の植物を指すの

あるいは植物の根の枯れたものを指すのかは明らかでない。

= 0 **麑嶋六十四斗**

八七—S二三四〇 (一八四)×一八×三 〇八一

肉眼による判読は容易でなく、赤外線テレビでもかなり不鮮明である。 売嶋は薩摩国鹿児島郡の意味であろうし、 『続日本紀』には「魯

嶋信尓村」と見える (天平宝字八年)。

薩麻頴娃

八七—S二三四〇 (八八)×一五×三

薩摩国頴娃郡の意味であろうが、 国・郡が省略されている理由は明らかでない。『続日本紀』には「衣評」が見える (月庚辰条)。 現在の

鹿児島県揖宿郡に当たり、 同郡に頴娃町が見える。

「桑原郡

「桑」には異体字を用いている。桑原郡は大隅国のうちで、現在の鹿児島県姶良郡の北部地域に当たる。これの史料的初見は『日本後紀』

八七—SI三四〇 一〇二×一八×三

の延暦二十三年三月庚子条であるが、大隅国では天平勝宝七年五月に菱苅郡が建置されているので(『続日本紀』、桑原郡もこの間に建置され

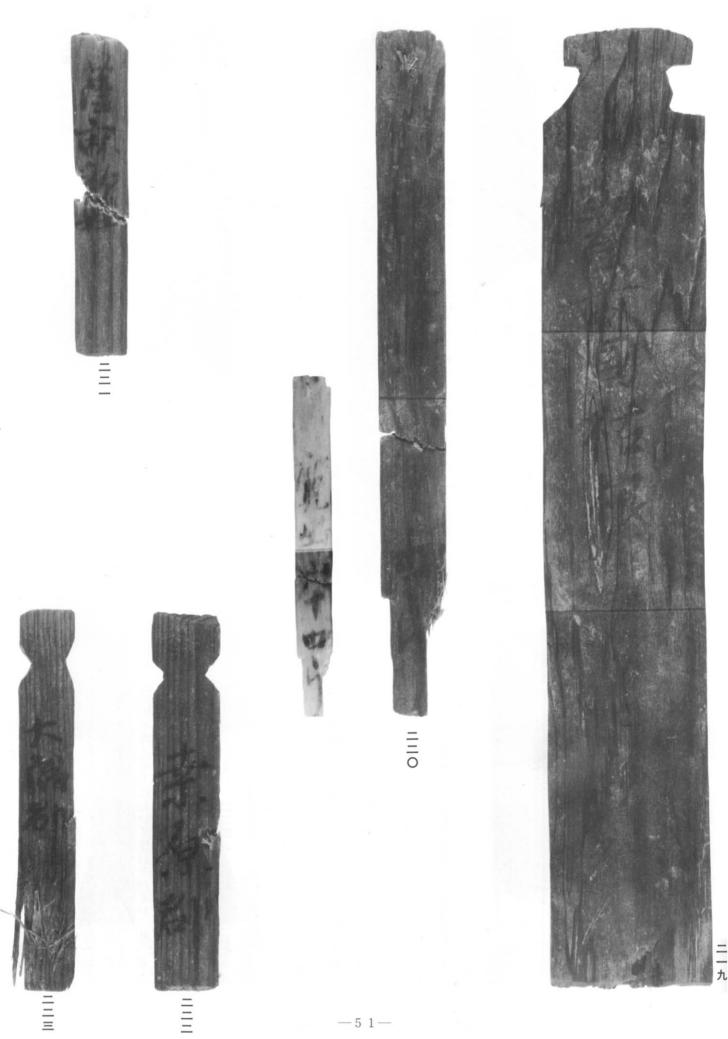
出土した木簡に天平年間の年紀が見られることなどから推せば、桑原郡はすでに天平年間には存在していたと考えられる。

一大隅郡

八七一S二三四〇 一〇五×一五×四

大隅郡は大隅国のうちで、 和銅六年四月の大隅国の建置に際して他の三郡とともに日向国から分割された。現在の鹿児島県鹿屋市から肝

属郡にかけての地域に当たる。



•
_
_
_
兀
栯
美
嶕
\times

九〇—S二三四〇 (五〇)×一九×三 〇三九

う。 「掩美」は「あまみ」と読み、大きくは奄美諸島を指すとも考えられるが、やはりその中でも奄美大島を指すとみなした方が妥当であろ 奄美島については、『日本書紀』に「海見嶋」(月己丑条一)や「阿麻弥人」(天武十一年)などと見え、また『続日本紀』では「菴美」(月辛未条一)を美島については、『日本書紀』に「海見嶋」(斉明三年七)や「阿麻弥人」(天武十一年)

「奄美」(月戊午条)などと見える。この木簡は大宰府と奄美島などのいわゆる南島との関係を考える上において注目されるが、 他の部分

を欠失しているので、具体的なことは明らかでない。

五
「伊藍嶋□□×

九〇—S二三四〇 (七七)×一八×四 〇三九

全体的な筆跡は二二四によく似ている。伊藍島については他に所見史料がなく、その訓も明らかでない。二二四から推せば、これも南島

一島と考えられるが、具体的には比定できない。とくに、奄美諸島の一つである沖永良部島に比定する見解もあるが (鰤)--「歴史読本」 一九八一島と考えられるが、具体的には比定できない。とくに、奄美諸島の一つである沖永良部島に比定する見解もあるが (鈴木靖民氏 「大宰府の木

月号)、いまだ確認しえていないので、後考を俟ちたい。

二六 ×毛郡三斤八両

八七-DI三四〇 (一六八)×二〇×五 〇八一

第一字は上半部を欠いているが、残存字形および西海道の郡名であることなどから「毛」と判断した。西海道において「某毛郡」と称す

るのは、 筑後国三毛郡、 豊前国上毛郡、 同じく下毛郡、 多黴島(大隅国)熊毛郡の四郡であるが、これがそのいずれであるかは判断できな

い。この数量から推せば、何らかの調庸物に関するものであろう。

二二七 「□□郡一□。(籠カ)

八七—S二三四〇 (一二一)×三七×五 〇三九

腐蝕のため肉眼ではほとんど判読できない。第一・二字はわずかな墨痕が残るのみであるため、西海道の郡名であることを考慮しても

具体的な文字は想定できない

八 (郡力)

二二九

八五—S二三四〇 (九九)×(一三)×五 〇三九

八五—S二三四〇 (八七)×一六×六 〇三九

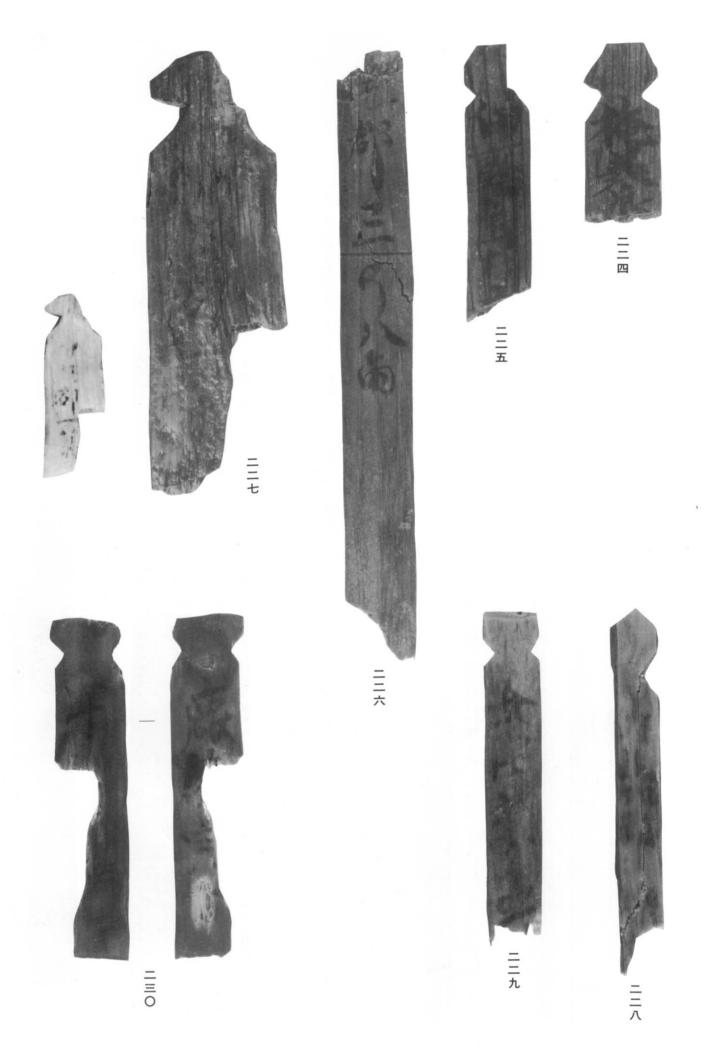
第一字は「女」、第五字は「器」に近似するようにも見えるが、断定はできない。

第三字は「郡」と推定されるが、その名称は判読できない

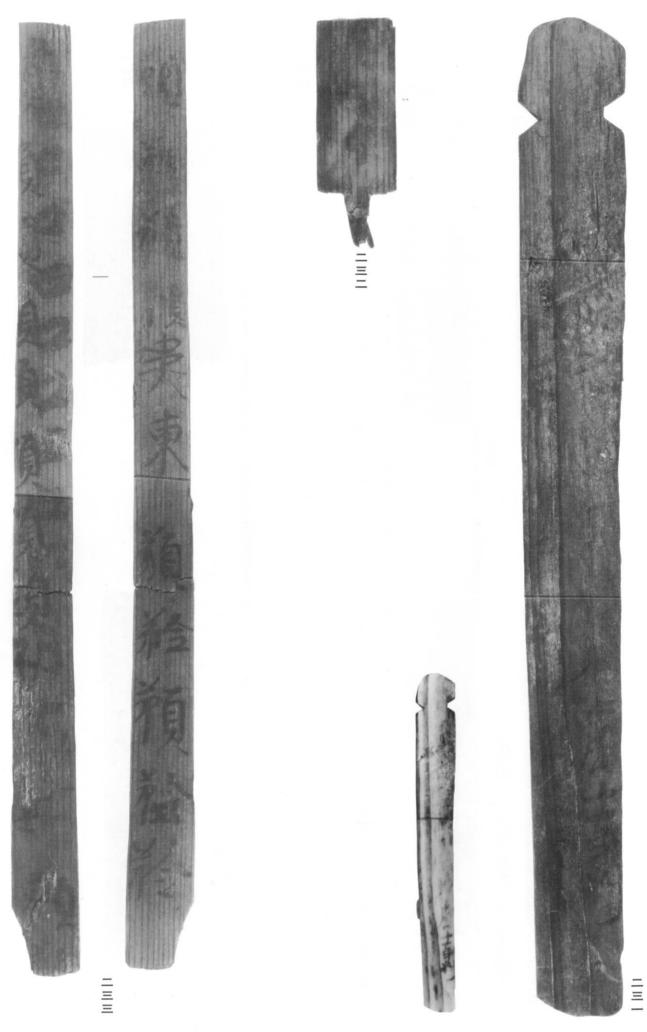
九〇-S二三四〇 (九四)imes一九imes三 〇三九

・一斗

表面の第二字には墨がついているが、この文字を抹消しようとしたものではないだろう。

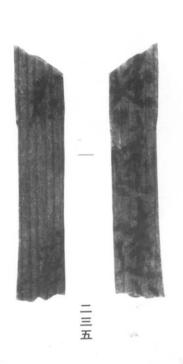


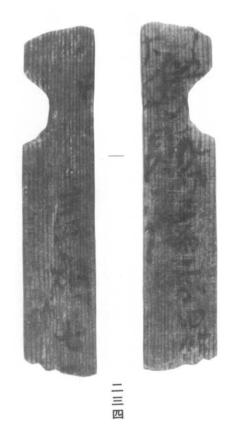
				<u>-</u>			=				=======================================
に墨痕が見え、「籟」のくりかえしであろう。	習書がいかなる意味をもつのかは明らかでなく、「羚」と判別される第八字などの字義も明らかでない。裏面の左行は、第五字以下の左側	第一~四字は不鮮明であるが、「賴」によく似ており、同字であろう。「頼」の字義は「頭がかしいで正しくない」であるが(崔典』)その	•	•□□□□□東賴舲賴舲舲 —————————————————————————————————	れなかったのかは明らかではないが、表面の状況から推せば、後者の可能性が大きいように思われる。	軸部の大部分を欠き、表裏両面ともに墨痕は全く認められない。墨書面が完全に削り取られたのか、あるいは整形されただけで、墨書さ	一四—SIIIO 四九×二一×五 〇六一	不鮮明であるために断定はできない。	年が存することからして、宝亀・延暦・弘仁などが該当し、とくにその残存字形を考慮すれば、延暦が最もふさわしいように思われるが、	「十一年」の上の文字は年号と考えられ、SD三二〇の存続時期から推してそれは八世紀末から九世紀初頭にかけてのものであろう。十一	「□ □ □ □ 1四-B IIIO 11七11×110×六 0II-1



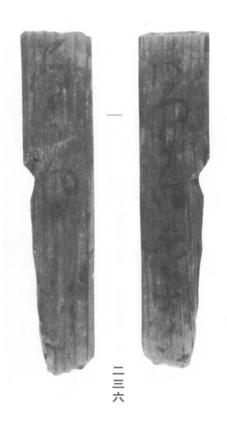
西海道における日置部に	日置部刀良がいかなる人物かは明らかでないが、		
第四字は現状から「力」と判断したが、人名であることを考慮すれば、本来は「刀」のつもりであったと解した方が妥当であろう。この	第四字は現状から「力		
一四—DIIIO(一〇七)×一八×四	?良	日置マ力良	二三七
仮名文字もしくはそれにきわめて近い草書体であり、判読は容易でない。	仮名文字もしくはそれ		
七六—S二〇一二 (九七)×(一九)×九 〇八一	□や未、末	・ □ □ や	三三六
「遠」が筑前国遠賀郡を意識した習書であったとすれば、これは「郡」であったかもしれない。	れたように(『概報』(一)、「は		
截されている。現状から裏面の二文字を「君」と推定したが、旁部を欠いている可能性も考えられる。五二に見ら	左右両辺に二次的に割截されている。		
	君	• 君	7
七六—SIIIO (七二)×(一四)×二 〇八一		• 遠遠遠	二 三 五
れたのであろう。	の異なった機会に墨書されたのであろう。		
の文字は貝偏であり、習書の可能性も考えられる。しかし第一行目を習書とはみなしがたいので、少なくとも二度	表面の第二行目最下端の文字は貝偏であり、		*
	荒□七□ ×	• ×	
	鳥賊	大力力	
—四—S三二〇 (九六)×(二〇)×三 〇八一	九斤二両二分四□(銖ヵ)	· × □ 五	二 三 四

じく薩摩郡日置郷などが見える。





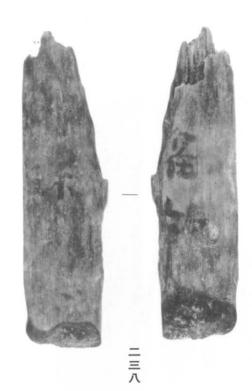




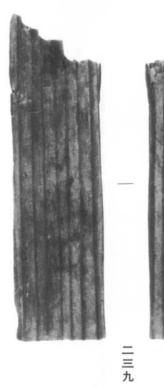
詳細は明らかでない。 でず、具体的な内容も明らかでない。 「関種不明」で綴じ合わせており、本来は曲物の側板の一部と推定とです、具体的な内容も明らかでない。	だが、具体的な内容も明らかでない。 でが、具体的な内容も明らかでない。 でが、具体的な内容も明らかでない。 に対し、本来は曲物の側板の一部と推定の円周上に完全に合致するので、これは本来的には円形であった	かせており、本来は曲物の側板の一部と推定致するので、これは本来的には円形であった
でず、具体的な内容も明らかでない。	詳細は明らかでない。 詳細は明らかでない。 詳細は明らかでない。 大学遺物の多くは奈良時代に属するものであるが、これのであるが、これので、これは本来的には円形であったの円周上に完全に合致するので、これは本来的には円形であった。	詳細は明らかでない。 だが、具体的な内容も明らかでない。 内の円周上に完全に合致するので、これは本来的には円形であったの円周上に完全に合致するので、これは本来的には円形であった
11周上に完全に合致するので、これは本来的には円形であった具体的な内容も明らかでない。	5日周上に完全に合致するので、これは本来的には円形であった具体的な内容も明らかでない。	5. 共伴遺物の多くは奈良時代に属するものであるが、これのの。 共伴遺物の多くは奈良時代に属するものであるが、これののの。 共伴遺物の多くは奈良時代に属するものであるが、これの
円周上に完全に合致するので、これは本来的には円形であった具体的な内容も明らかでない。	日周上に完全に合致するので、これは本来的には円形であった具体的な内容も明らかでない。	円周上に完全に合致するので、これは本来的には円形であった。、共伴遺物の多くは奈良時代に属するものであるが、これの
具体的な内容も明らかでない。	具体的な内容も明らかでない。	具体的な内容も明らかでない。
具体的な内容も明らかでない。	具体的な内容も明らかでない。。、共伴遺物の多くは奈良時代に属するものであるが、これの	具体的な内容も明らかでない。
具体的な内容も明らかでない。	具体的な内容も明らかでない。	具体的な内容も明らかでない。
七六―D	共伴遺物の多くは奈良時代に属するものであるが、これの時	共伴遺物の多くは奈良時代に属するものであるが、これの時
七六—SD	共伴遺物の多くは奈良時代に属するものであるが、これの時	共伴遺物の多くは奈良時代に属するものであるが、これの時
	共伴遺物の多くは奈良時代に属するもの	共伴遺物の多くは奈良時代に属するもの













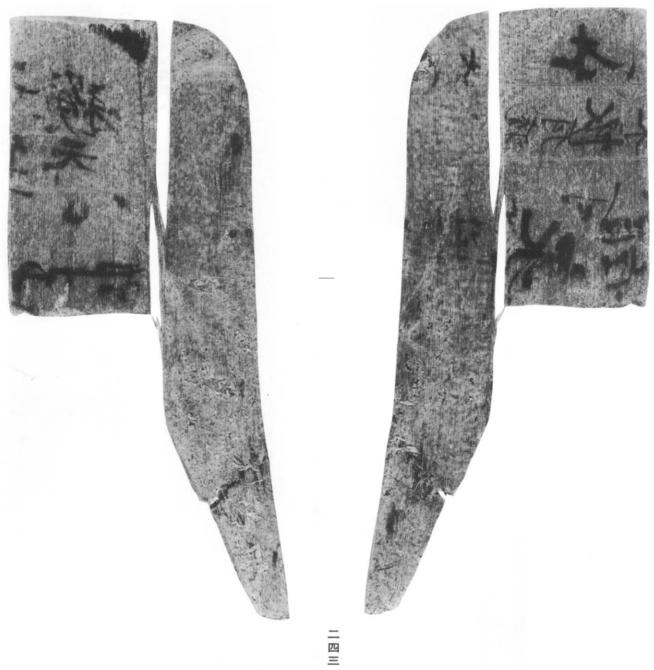
二 四 三

蘇天	□依 を★	(
	第巨	₩

異なった機会に記されたのかもしれない。

表面では幅一七㎜ごとに六本、裏面では幅二○㎜ごとに三本の界線が刻まれている。両面ともそれぞれ二方向に記されており、あるいは

三八-S八五五 $(-七三)\times(七〇)\times$ 五 \bigcirc 六五



四四四

·「延長五年 米■帳

軸部の大半を欠くが、 題籤である。「延長」は必ずしも明瞭でなく、残存字形からの推定であるが、SD二○五Aや共伴遺物などから一○

七四一S二〇五

七〇×三二×五

〇六一

見られ、またきわめてかすかではあるが、墨の濃淡の差も見られるので、「下」ではないかと推定される。裏面割注部右行の第一字は「収 世紀前半代という時期が想定されることも参考になる。 割注部左行の抹消された文字は、それの左上と中央下に若干ながら突出した墨痕が

のようにも見えるが、表面同位置の墨痕を参照すれば、 「政」の可能性も考えられる。これが大宰府政庁あるいは観世音寺のいずれから廃

棄されたものであるかにわかには判断しがたいが、そのいずれにしても、 「政所」とみなした方が妥当であろう。 両面の下半部左行は同文

た文字が「下」であったとすれば、米の下行に関するものであろうか。

題籤という性格からしても、表裏は同文であったと考えられる。

であり、

「米■帳」は米帳となるが、具体的には明らかでない。

七四-S二〇七 (八三)×(一九)×二 〇八一

倶舎宗あるいは倶舎論に関するものであろうが、具体的なことは明らかでない。

な | |

二四六

木

木

二四五

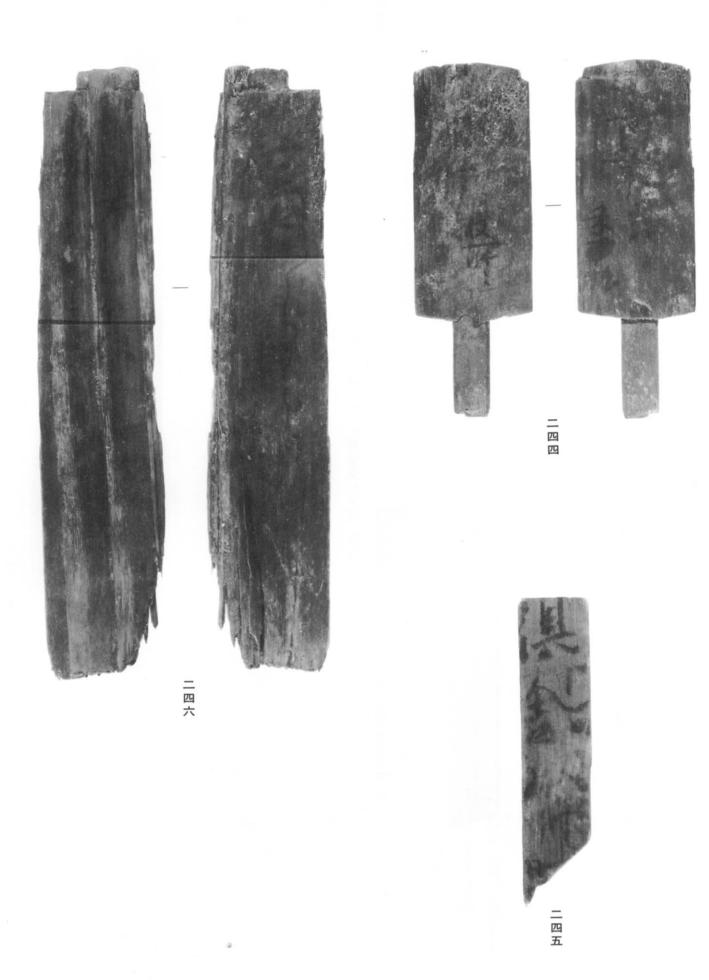
俱舎 (八ヵ)

七四—S二〇五 (一六二)×(三五)×五

から見て木偏を示すのかもしれないが、 上端は意図的に折られている。第一字は木偏の文字であり、 現状では旁が見えない。 「橋」かとも推定されるが、いまだ断定できない。 裏面の二文字はその筆致

-6 2 -

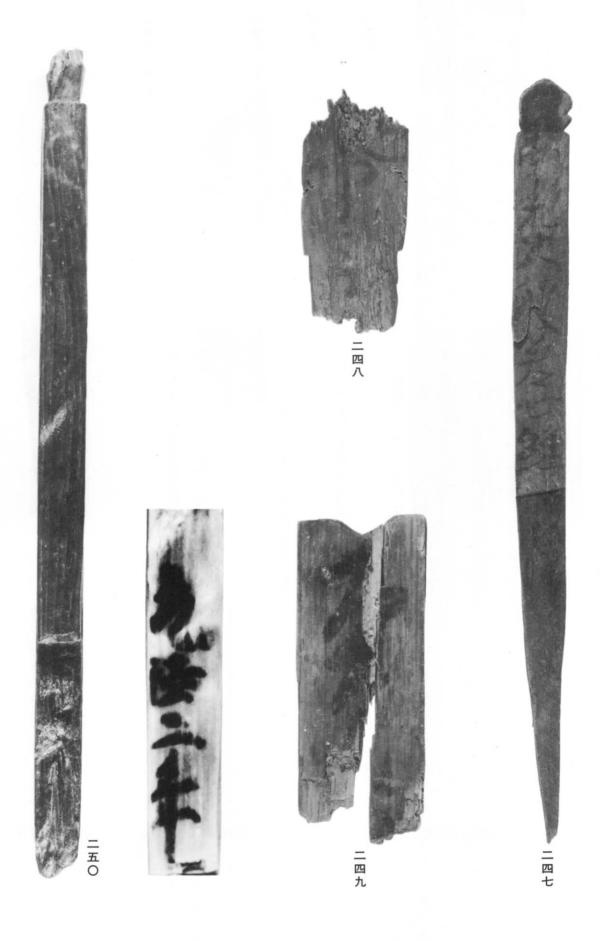
抹消され



頂部作り出し部の右側に梵字と推定される墨痕が見られるが、判読できない。共伴遺物の編年などを参照すると、一四世紀前半代という	
元 二年 四五 X 二〇〇 (三六八)×二〇×二〇 〇六	· 五 0
(患力) 上端部を谷状に切り込んでいるが、この意味は明らかでない。	
七四—灰黒色土層 (八九)×(三六)×六 〇八一	二四九
腐蝕が著しく、第一字は「命」あるいは「令」と推定されるが、断定できない。	
- 七四─S二一五A東 (六五)×(三九)×三 ○八一	二四八
例であろう。なお、墨痕は認められないが、SD二〇五Bからは同形のものが出土している。	
大般若心経については明らかでない。経典名に「南無」という帰命を付す例には南無妙法蓮華経があるが、この南無大般若心経は珍しい	
大般若心経」 七四—SIO五 二〇八×一五×四 〇六一	ニ四七「南无大

ことはできない。なお、元徳二年は一三三〇年に当たる。

時期が想定され、第二字の行人偏を確認できるので、これに該当する年号としては「元徳」が考えられるが、この文字を「徳」と断定する



二五一 ×五十余座祈禱成就圓満所_

七〇—S一八〇五 (三一五)×四七×五 〇六五

るので、判読できる。全体的に楷書体で記している中で「圓」のみを草書体で記しているが、その意味は明らかでない。また、五〇余座が

下端より四六㎜のほぼ中央に小孔があり、釘穴と推定される。墨はほとんど消失しているが、その痕跡が見え、しかも若干盛り上ってい

具体的には何を指すのかも明らかでない。

文亀元年は一五〇一年に当たり、二月二九日に明応一〇年から改元された。

これ以外に墨痕は認められないので、具体的な性格などは明らかでない。

□觀世音卉

七〇一区一七七五 (七五)×(一五)×一 〇八一

七〇-K-八〇〇 | 二八× | 二×三 〇三 |

第一字は「見」のようでもあるが、確認できない。「井」は菩薩の意味であろう。

五五五

五四

五三

「糯米」

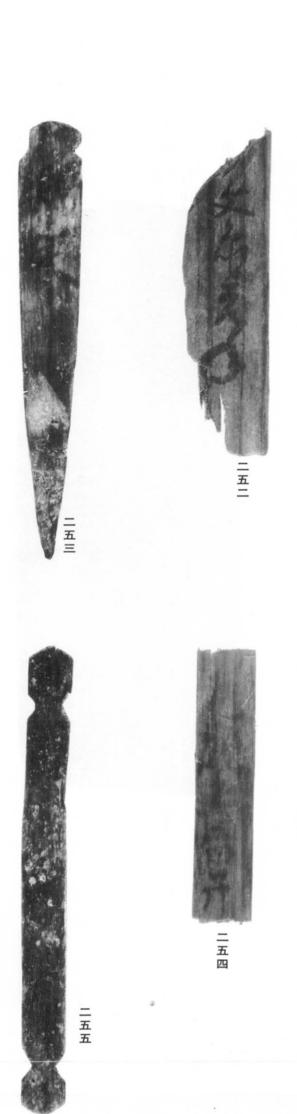
五二

文龜元年

表裏とも墨痕は全く認められないが、大宰府史跡出土の木簡としては珍しい型式である。

七〇一K一八〇〇 一一九×一八×二 〇三三

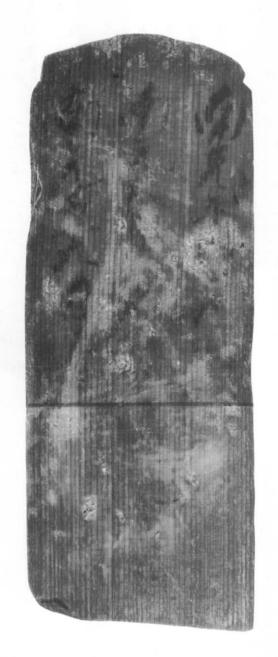
 ${\sf t} {\sf O} {\sf -N} {\sf D} {\sf T} {\sf O} {\sf A} ({\sf \Lambda} {\sf \Lambda}) {\sf X} ({\sf I} {\sf I} {\sf I}) {\sf X} {\sf I} = {\sf O} {\sf A} {\sf I}$

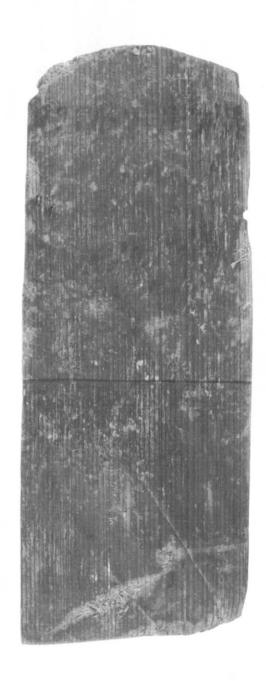




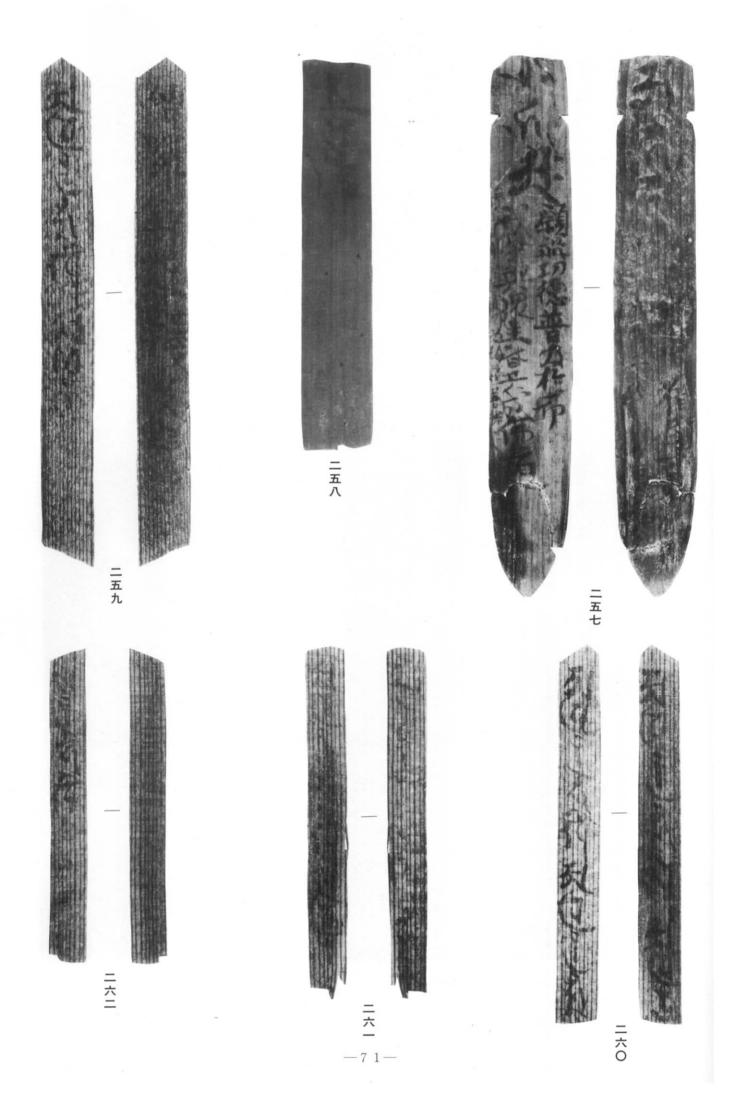
あろう。裏面は七段にわたって逆三角形的に記され、いずれも「鬼」の異体字と推定されるが、腐蝕が著しく、断定できない。 められない。内容的には呪符であり、この三行には「南無」に続いてそれぞれ「牛王法印」・「大日如来」・「五大力尊」と記されていたので 第一行目第三字の右横には樹皮で点綴した痕跡と推定される小孔が見られ、孔内には樹皮が残存しているが、これ以外にかかる痕跡は認っ

七〇-S一七九〇 一六四×六三×四 〇六一





から推せば、二六一、二六二も同種と考えられる。他に同種のものが一点あるが、これは割愛した。	
二五九の表面は判読できない。裏面は五種子からなる胎蔵界大日の報身真言を連続して書いている。二六〇は表裏ともそれであり、これ	
·×L友祖×	
代 ・	二六二
· T对反 L 突 放 X	
七八—G二二三〇 (九六)×一二×一 〇六一	二六
·「致危 1 友 成 社 成 L 友 ×	
六O ·「我何上玄衣狂何上× o六	二六
·「知因」之成处因上×	
五九 ・ 「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	五
この二字のみであり、具体的性格などは明らかでない。	
五八 菩薩	五五
見られるものである。第三行目は前二行に比して小さく書かれているが、いかなる意味をもつのかは明らかでない。	
欠損部には大日のバンと阿閦のウンが記され、金剛界五仏を表わしていたと考えられる。「願」以下の二行はいわゆる回向文で、しばしば	
きない。裏面の現上端に半存する種子は宝生を表わすタラークと推定され、これに阿弥陀のキリークと不空成就のアクが続くことから見て、	
方佛土中(唯有一乗法)無二亦無三)除佛方方便説」という部分ではないかと推定されるが、わずかな墨痕が見られるのみであり、判読で	
上端部を欠いているが、本来は五輪形に作られ、現上端部は水輪部に当たると考えられる。「十方」以下は妙法蓮華経方便品第二の「十	
 ● □ ★ 我等與衆生皆共成佛道 」 (予カ) 願以此功徳普及於一切 	
ユセ・ 	五五七



二六三 ・「**ならして女か**(同元か)(立か) 一見率塔婆永□三惡道 一見率塔婆永□三惡道 十日に安貞と改元されている。 三文字は「嘉禄三」と推読できるが、かなり崩されており、にわかには断定できない。ちなみに、嘉禄三年は一二二七年に当たり、十二月 対応する位置に大日の種子バンを長く記し、年紀や施主名などを書くのが通例であるが、これでは種子を確認できない。また第四字以下の 板塔婆で、表面には五輪を示す種子に続いて本尊のキリークを記し、二行にわたって造立の因由を書いている。裏面には表面の五種子に 七八-S二-三〇 三〇〇×三四×五 〇六一

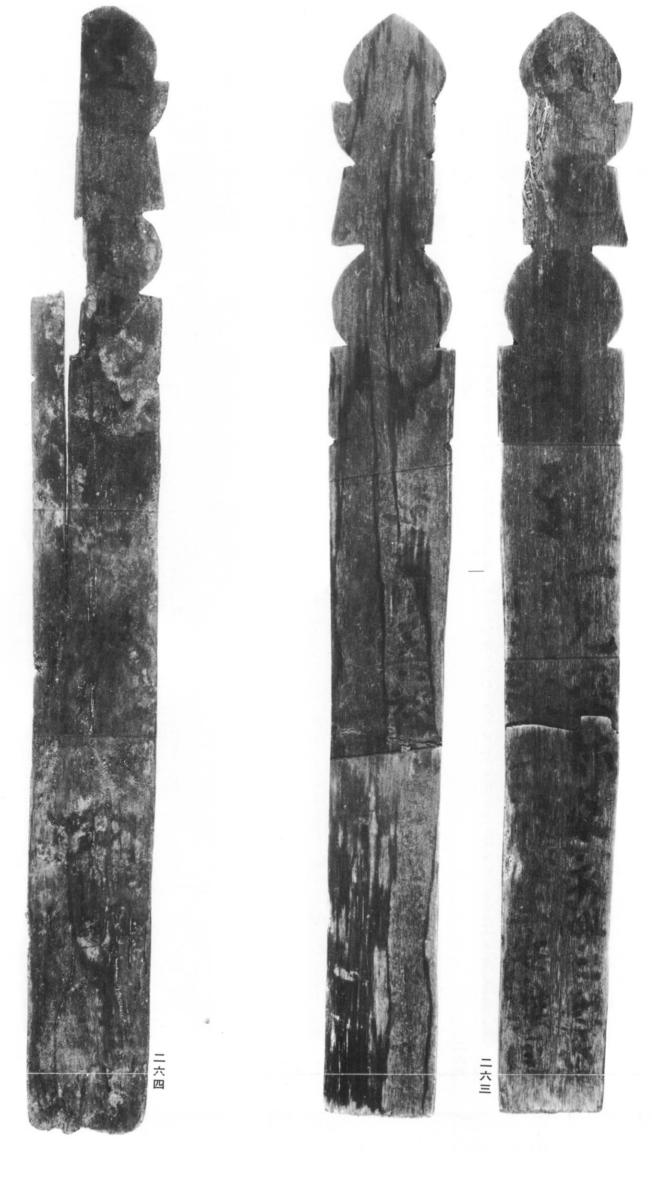
二六四

「ας て ス 分 丸 南無阿□□佛□□

二六三と同じように種子を記し、さらに名号を書いているが、下端の二字は判読できない。

七八一S二一三〇 (三〇九)×三五×六

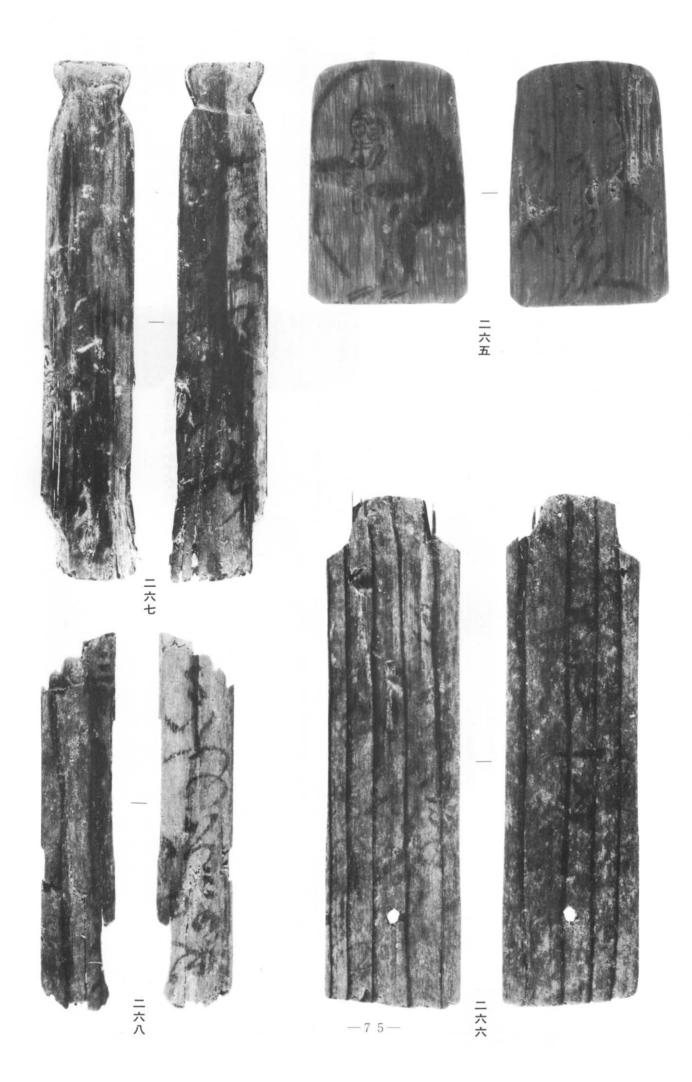
〇六 一



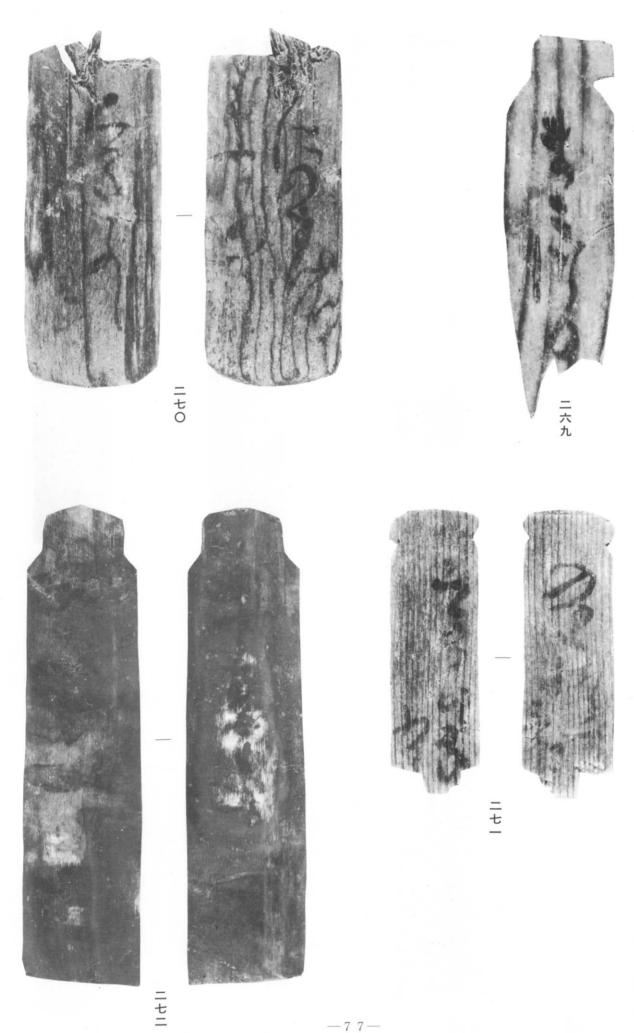
	二六八			二六七					二六六		
二六六と関係するものであろうか。	・×さいふのいつミの□×	「さ□□□あん」は草庵の名称と考えられ、これは塩五葛籠の一「□□□□	•「□□□□」あんにまいる」	・「志を五つ、らのうち	ていることからすれば、かなりの有力者かとも考えられるが、	下端近くの中央に小孔があるが、穿孔の目的は明らかでない。表面の第一	・「□三郎一と」 (\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	たゆふとの	・「さいふいつミの	表面の猿の面部と尻部には朱を塗っている。	
	六七—腐植土層 (一〇一)×二〇×二 〇八一	これは塩五葛籠の一部を同庵に納めた際の付札であろうが、同庵については明らかでない。		六七—腐植土層 一四〇×二四×六 〇三二	も考えられるが、具体的には明らかでない。裏面の「と」は斗の意味であろう。	的は明らかでない。表面の第一・二行は「宰府(和)泉大夫殿」の意味であろうし、大夫と称し			六七—腐植土層 一三八×三六×三 〇三二	裏面は判読できないが、何らかの守護札的なものであろうか。	

二六五

五七—暗茶色土層 六六×四三×二 〇六一



		•	ニセニ・「十貫文、		わ	•	ニセー・「のりつら				·×くかた	たゆふ	二七○ ・×□にのをけ	二六九「まこ」
であった。	これと同類のものは、		文とう しょうしょう	「のりつら」は人名			<u>ら</u>	人名であろうが、詳細は明らかでない。	裏面に「まいる」と	まいる」	×くかたとの□	たゆふとのに	をけ 本来は〇三三型式かもしれない。	
	、推定されるもの三点を含め、			は人名であろうか。				は明らかでない。	裏面に「まいる」と見える点からすれば、					
	※を含め、合計一五点を検出し								これの原形は付札的なものか				意味は明らかでない。	
	を検出したが、「十貫文」と記し、								なものかとも考えられ					
			六七—K一五九五				六七—腐植土層		とも考えられる。これにも大夫殿と見え、また「くかたとの」は				六七—腐植土層	六七—腐植土層(
	裏面にも墨痕が見られるのはこれだけ		七× × O				-腐植土層 (七八)×二四×三 ○三九		兄え、また「くかたと				六七—腐植土層 (九六)×三八×四 〇八一	六七─腐植土層 (一〇二)×二九×七 ○三九



ニセニ「十くわんとう四郎」

ニセ四「十くわんとう四郎」

「二」は異筆で、これのみに見られる。二七五 「十くわんとう四郎 『二』」

ニセス「十くわんとう四郎」

二七八 ニセセ「十くわんとう四郎」 「十くわんとう四郎」

二七九 「十くわんとう四郎」

三八〇 「十くわんとう四郎

六七—K一五九五 (一一四)×二〇×四 〇三二 六七─K 五九五 一三四×二一×二 ○三二六七─K 五九五 一二九×二一×三 ○三二六七─K 五九五 一○九×二○×三 ○三二 六七—K一五九五 一〇五×二一×四

六七—K一五九五 一三三×一九×三 〇三二

六七─K─五九五 一三○×二○×五 ○三二



ニハニ 「十くわ× **ニハニ** 「十くわんとう四郎」 **ニハニ** 「十くわんとう四郎」

×川う四郎

二 八 五

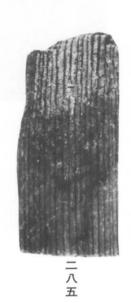
六七-K-五九五 (一一三)×一九×二 ○三二 六七-K-五九五 一四七×二一×四 ○三二 六七-K-五九五 一一一×二四×三 ○三二 六七-K-X-五九五 (七一)×二四×三 ○三二

六七-K一五九五 (六〇)×二七×五 〇八一











ニハ六「南无多門	多門□× (天力)	三三—S六〇五 (八五)×三二×三 〇六一
	名号木札であるが、多聞天の「聞」が「門」になっている点が注意される。	
二八七		三三—S六〇五 六五×二四×七 〇六一
	墨痕は認められないが、題籤である。軸部は丸く、径約九㎜、長さ二九一㎜で	長さ二九一㎜で、先端を尖らせている。墨書されたかどうかは明らかで
	ない。	
二八八		三三—S六O五 二OO×四五×三 O六一
• <u>「</u> 貞確	•「貞應三年十一月日」	

呪符で、貞応三年は一二二四年に当たり、十一月二十日に元仁に改元されている。



安府史跡出土木簡概報 (二)

発行

福岡県太宰府市太宰府一〇二五九州歴史資料館

福岡市南区向野二丁目一三—二九秀巧社印刷株式会社

印 刷